

# 令和6年度第1回百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

## 会 議 次 第

令和6年9月30日（月）  
富山労働総合庁舎5階会議室

開 会

労働基準部長挨拶

議 事

- 1 専門部会長及び同代理の選出について
- 2 専門部会運営規程（案）について
- 3 特定最低賃金審議運営事項について
- 4 専門部会の審議日程（案）について
- 5 労働経済等関係指標について
- 6 最低賃金に関する基礎調査結果について
- 7 金額審議における留意点について
- 8 最低賃金の名称変更について
- 9 参考人の意見表明について
- 10 労使各側の基本的主張について
- 11 金額等審議
- 12 その他

閉 会

資 料

- No.1 委員名簿
- No.2 特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- No.3 百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会運営規程（案）
- No.4 特定最低賃金審議運営事項
- No.5 特定最低賃金専門部会審議日程（案）
- No.6 労働経済等関係指標
- No.7 令和6年度特定最低賃金に関する基礎調査結果
- No.8 富山県の最低賃金の改正等の状況（平成26年度～令和5年度）
- No.9 日本標準産業分類改正による事務手続きについて

## 富山県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

## 委員名簿

任命年月日：令和6年9月4日

区分	氏名	現職
公益代表	たか くら ふみ と 高 倉 史 人	高岡法科大学 法学部長 教授
	なが お 尾 はる あき 長 尾 治 明	富山国際大学 名誉教授
	やなぎ はら さ ち こ 柳 原 佐 智 子	富山大学 経済学部 教授
労働者代表	か とう けん すけ 加 藤 健 介	全大和労働組合 富山支部 支部長
	やま もと み すず 山 本 望 鈴	イオンリテールワーカーズユニオン 北陸信越グループ グループ事務局次長
	すず き あきら 鈴 木 彰	UAゼンセン 富山県支部 次長
使用者代表	え した おきむ 江 下 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	なか とし ゆき 中 俊 之	株式会社大和 富山店 業務推進部長
	てら やま おきむ 寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事

(敬称略)

富労発基 0821 第 2 号  
令和 6 年 8 月 21 日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿

富山労働局長 小島 悟司

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

下記の特定最低賃金の改正決定について、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

## 富山県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会運営規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## （会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の要請があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

## （委員の欠席）

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

## （会議の議事）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を公開するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、富山県特定最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申し出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

## 特定最低賃金審議運営事項

令和6年8月21日  
富山地方最低賃金審議会

令和6年度における特定最低賃金の決定、改正決定又は廃止決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

## 記

(専門部会の構成、運営)

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、特定最低賃金の決定又は改正決定に係る専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は次のとおりとする。
  - (1) 専門部会の委員は、公労使それぞれ3名とする。

なお、労使各側委員にあつては、各3名のうち原則として少なくとも各2名は、本審議対象業種に直接関係する労働者又は使用者（団体の場合は、その構成員の相当数が当該業種に関係するものの役員等であること）とする。
  - (2) 専門部会の審議回数は、3回を目安とする。
  - (3) 専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
  - (4) 専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

(参考人からの意見聴取等)

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
  - (1) 参考人は、労使それぞれ5名以内とする。
  - (2) 参考人は、すべて意見書を提出するものとする。

なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
  - (3) 専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

(最低賃金審議会令第6条第5項の適用)

- 3 (1) 特定最低賃金の決定に係る審議の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定は適用しない。
  - (2) 特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合は、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

(諸手当の取扱い)

- 4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金には算入しないものとする。

(緊急やむを得ない場合の運用)

- 5 富山地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

(廃止決定に係る調査審議)

- 6 廃止決定に係る専門部会は設置せず、富山地方最低賃金審議会（本審）において調査審議を行うものとする。

## 関 係 法 令

### 最低賃金法第4条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。
  - 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

### 最低賃金法第25条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

### 最低賃金審議会令第6条

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。



## 特定最低賃金専門部会審議日程(案)

百貨店、総合スーパー

	主な審議事項	日時・場所	
第1回	1 部会長、同代理選出 2 専門部会運営規程(案)審議 3 審議運営事項説明 4 審議日程(案)審議 5 労働経済等関係指標説明 6 最低賃金基礎調査結果説明 7 金額審議の留意点説明 8 最低賃金の名称変更 手続き説明 9 関係労使の意見聴取 10 金額等審議 ①労使各側の基本的主張 ②金額審議	期日	9月30日(月)
		審議時間	午前10時から
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
第2回	1 金額等審議 2 答申(審議会令 § 6⑤適用の場合)	期日	10月22日(火)
		審議時間	午前10時から
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
第3回	1 金額等審議 2 答申(審議会令 § 6⑤適用の場合)	期日	10月28日(月)
		審議時間	午後2時から
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室(501,502)
予 備 日		未 定	
第 5 回 本 審		11月1日(金) 午前10時00分から	

※ 委員全員の御都合がつかない場合は、欠席委員が少ない日を選定しております。

※ 専門部会3回(+予備)の日程を計画しましたが、途中で結審した場合は次回以降開催いたしません。

# 労働経済等関係指標

令和 6 年 9 月

富山労働局労働基準部賃金室

# 目 次

1	生 産	
(1)	鉱工業生産	1
(2)	主要業種別鉱工業生産指数（富山県）	2
2	国内需要	
(1)	百貨店等販売額	3
(2)	新車新規登録台数	4
(3)	住宅建設	5
(4)	投資関連（全国）	6
3	物価・生計費	
(1)	物 価（総合指数）	7
(2)	勤労者世帯の消費支出	8
(3)	標準生計費（単身世帯）	9
(4)	生活保護基準額	10
4	貿易等	
(1)	貿易（全国）	11
(2)	為替相場	12
5	雇 用	
(1)	常用雇用指数	13
(2)	総実労働時間	14
(3)	所定外労働時間数（製造業）	15
(4)	完全失業者数・完全失業率（全国）	16
(5)	有効求人倍率	17
(6)	求人・求職状況（富山県）	18
(7)	企業の人員整理状況（富山県）	18
6	賃 金	
(1)	きまって支給する給与額	19
(2)	短時間女性労働者の1時間あたり賃金額	20
(3)	高校卒初任給（富山県）	20
7	企業倒産	21

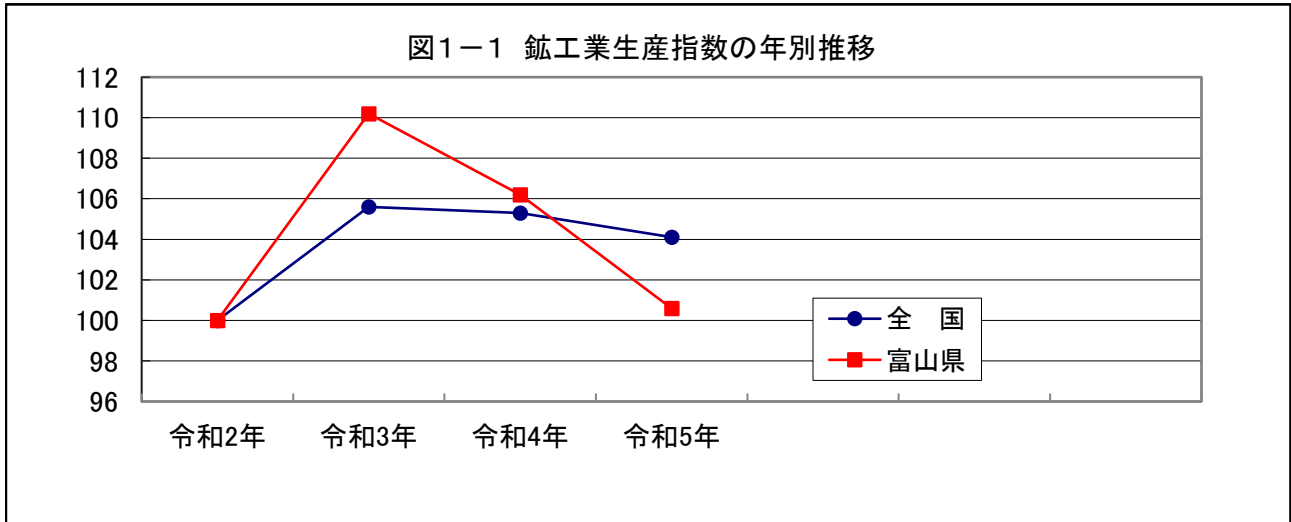
【資料出所】

項目	図番号	タイトル	資料出所							
			全国(他県)		富山県					
生産	1-1	鉱工業生産指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.8) 富山県主要経済指標				
	1-2	鉱工業生産指数の四半期・月別推移								
	1-3	主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)	—	—	—	—				
	1-4	主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)	—	—	—	—				
国内需要	2-1	百貨店等販売額対前年同期比の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.8) 富山県主要経済指標				
	2-2	百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移								
	2-3	新車新規登録台数の年別推移								
	2-4	新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移								
	2-5	新設住宅着工戸数の年別推移								
	2-6	新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移								
	2-7	投資関連の年別推移					—	—	—	—
	2-8	投資関連対前年同期比の四半期・月別推移					—	—	—	—
物価・生計費	3-1	消費者物価指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.8) 富山県主要経済指標				
	3-2	消費者物価指数の四半期・月別推移								
	3-3	勤労世帯消費支出の年別推移								
	3-4	勤労世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移								
	3-5	標準生計費の推移	各県 人事委	人事委員会勧告資料	富山県 人事委	人事委員会勧告資料				
	3-6	生活保護基準額合計の推移	—	—	厚労省	生活保護実施要領等				
貿易等	4-1	貿易額の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.8) 全国主要経済指標	—	—				
	4-2	輸出入数量指数の四半期・月別推移								
	4-3	対米ドル円相場の年別推移								
	4-4	対米ドル円相場の四半期・月別推移								
雇用	5-1	常用雇用指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.8) 富山県主要経済指標				
	5-2	常用雇用指数の四半期・月別推移	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)				
	5-3	労働者1人平均月間総労働時間の推移	—	—	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)				
	5-4	産業別労働者1人平均月間総労働時間(富山県)	—	—	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)				
	5-5	所定外労働時間数の年別推移(製造業)	厚労省	毎月勤労統計調査 地方調査年結果(厚労省HP)(令5年)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)				
	5-6	所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業)	富山県	経済情勢報告(令6.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	5-7	完全失業者数・完全失業率の年別推移	—	—	—	—				
	5-8	完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移	富山県	経済情勢報告(令6.8) 全国主要経済指標	—	—				
	5-9	有効求人倍率の年別推移	—	—	富山県	経済情勢報告(令6.8) 富山県主要経済指標				
	5-10	有効求人倍率の四半期・月別推移	—	—	富山県	経済情勢報告(令6.8) 富山県主要経済指標				
	5-11	新規求人数及び新規求職申込件数の年別推移(富山県)	—	—	富山 労働局	労働市場月報(令6.7)				
	5-12	企業人員整理状況の年別推移(富山県)	—	—	—	—				
賃金	6-1	事業所規模別きまって支給する給与額の推移(富山県)	—	—	厚労省	毎月勤労統計調査(令5.7)				
	6-2	北陸三県きまって支給する給与額の推移(1~4人)	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)	厚労省	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5.7)				
	6-3	北陸三県短時間女性労働者の1時間当たり賃金の推移	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)				
	6-4	高校卒の初任給額の推移(富山県)	—	—	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)				
企業倒産	7-1	企業倒産件数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.8) 富山県主要経済指標				
	7-2	企業倒産件数の四半期・月別推移								

# 1 生産

## (1) 鉱工業生産

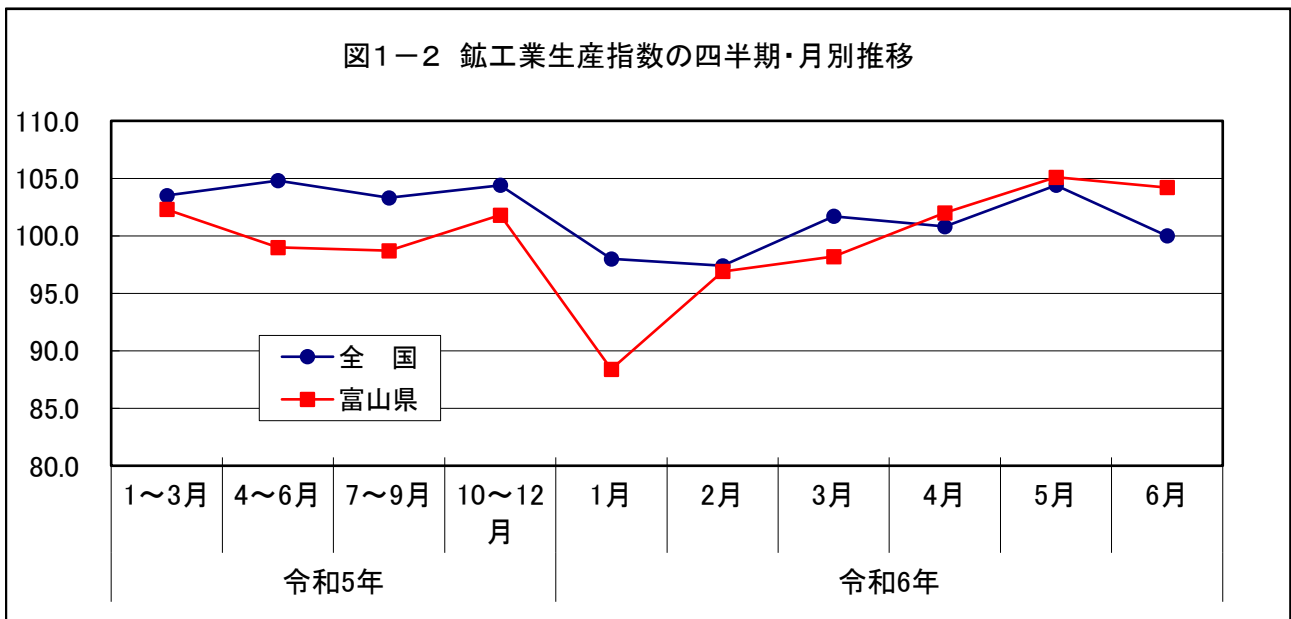
全国でみた場合、令和4・5年続けて、前年と比してわずかに減少傾向だが、富山県は、令和4・5年と減少幅が大きい。ただし、今年に入り持ち直しの兆しがみられる。



(令和2年=100)

表1-1 鉱工業生産指数の年別推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	100	105.6	105.3	104.1
富 山 県	100	110.2	106.2	100.6

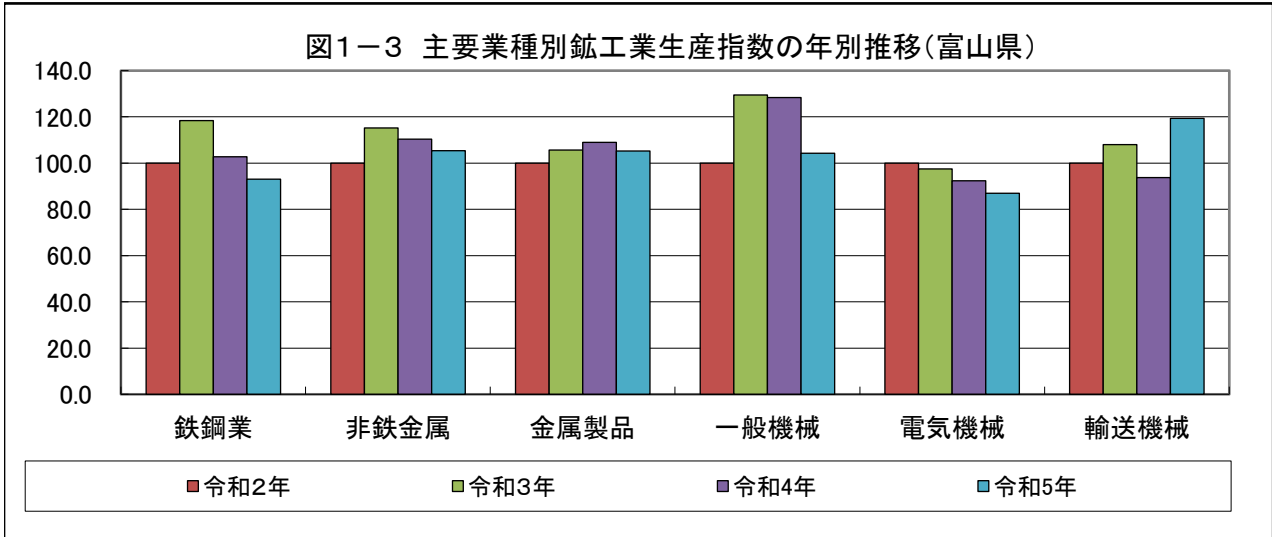


(令和2年=100)

表1-2 鉱工業生産指数の月別推移

	令和5年				令和6年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	103.5	104.8	103.3	104.4	98.0	97.4	101.7	100.8	104.4	100.0
富 山 県	102.3	99.0	98.7	101.8	88.4	96.9	98.2	102.0	105.1	104.2

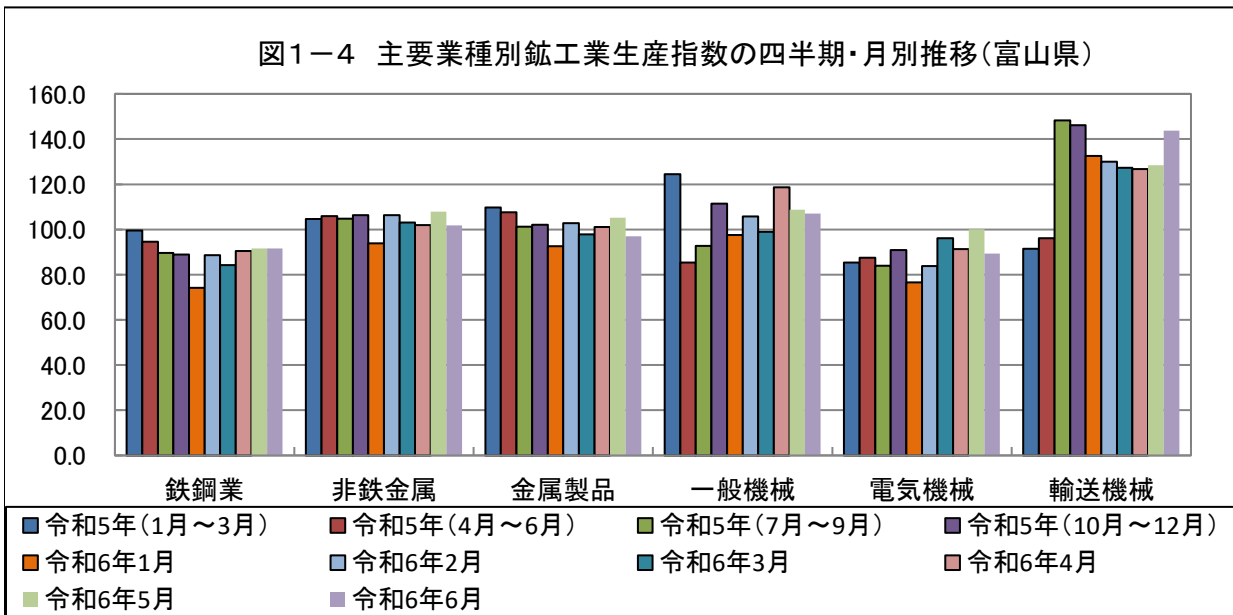
(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）



(令和2年=100)

表1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年	118.4	115.2	105.7	129.5	97.5	108.0
令和4年	102.7	110.4	109.0	128.3	92.3	93.7
令和5年	93.0	105.4	105.2	104.2	86.9	119.4



(令和2年=100)

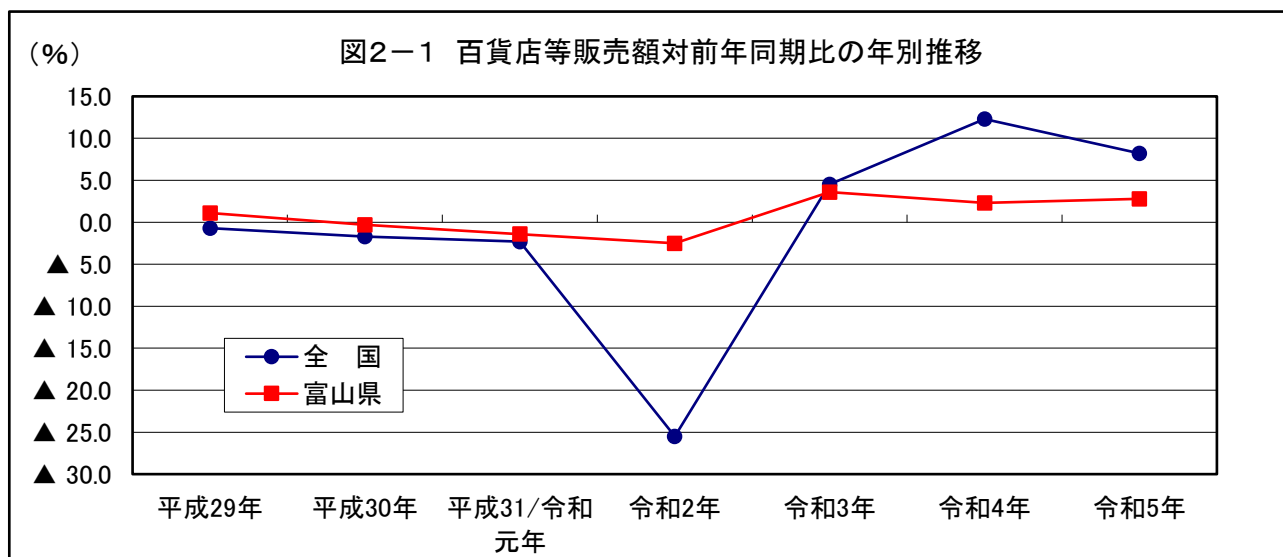
表1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和5年(1月~3月)	99.6	104.6	109.7	124.4	85.4	91.5
令和5年(4月~6月)	94.6	105.9	107.6	85.3	87.5	96.2
令和5年(7月~9月)	89.6	104.8	101.2	92.7	83.9	148.3
令和5年(10月~12月)	88.9	106.3	102.1	111.5	90.9	146.2
令和6年1月	74.2	93.8	92.6	97.5	76.6	132.5
令和6年2月	88.6	106.3	102.8	105.8	83.8	130.0
令和6年3月	84.2	103.1	97.9	98.9	96.1	127.3
令和6年4月	90.5	102.0	101.1	118.6	91.3	126.8
令和6年5月	91.6	107.9	105.2	108.7	100.1	128.5
令和6年6月	91.6	101.8	97.0	107.0	89.4	143.8

## 2 国内需要

### (1) 百貨店等販売額

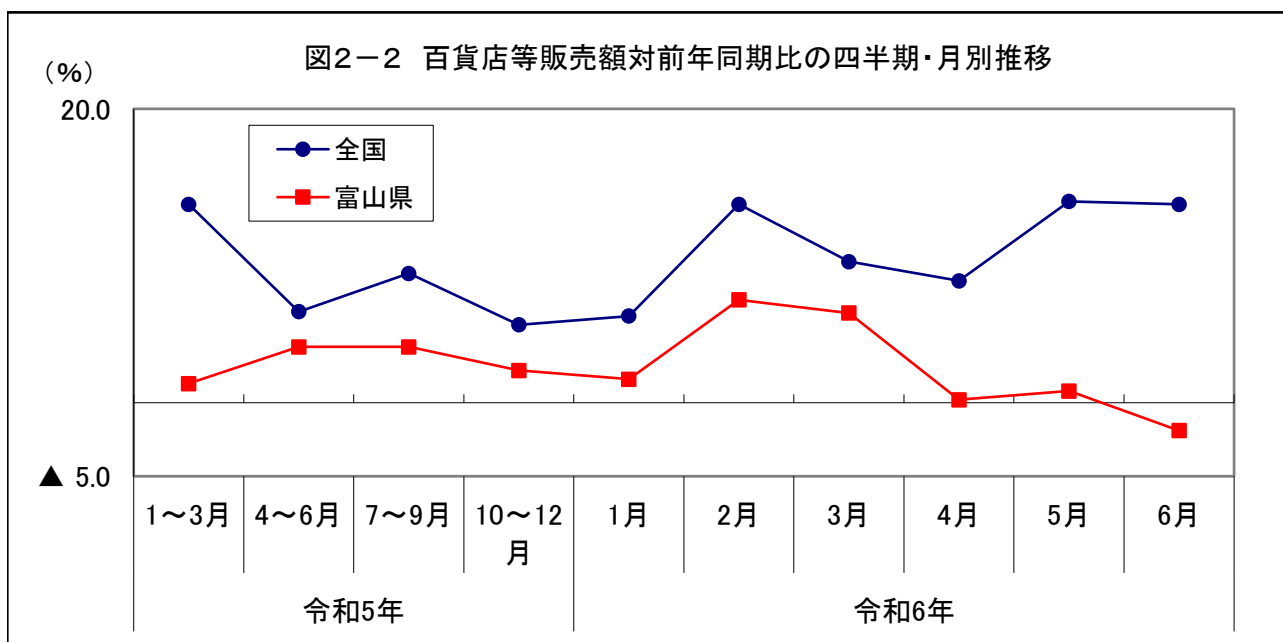
全国（百貨店）、富山県（百貨店＋スーパー）いずれも、令和2年を底として回復傾向に転じ、令和6年に入っても前年同期比でプラスが続いていたが、富山県の対前年同期比の月別推移では6月にマイナスとなった。



富山県は百貨店＋スーパー販売額

表2-1 百貨店等販売額対前年同期比の年別推移 (%)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 25.5	4.5	12.3	8.2
富 山 県	1.1	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 2.5	3.6	2.3	2.8



富山県は百貨店＋スーパー販売額

表2-2 百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和5年				令和6年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	13.5	6.2	8.8	5.3	5.9	13.5	9.6	8.3	13.7	13.5
富 山 県	1.3	3.8	3.8	2.2	1.6	7.0	6.1	0.2	0.8	▲ 1.9

(2) 新車新規登録台数

新車（軽自動車を含む。）の新規登録台数は、全国、富山県とも令和4年まで減少傾向であったが、令和5年は前年同期比が大きく増加傾向に転じた。  
令和6年は、メーカーの品質不正問題による出荷停止の影響から再び減少したが回復基調にある。

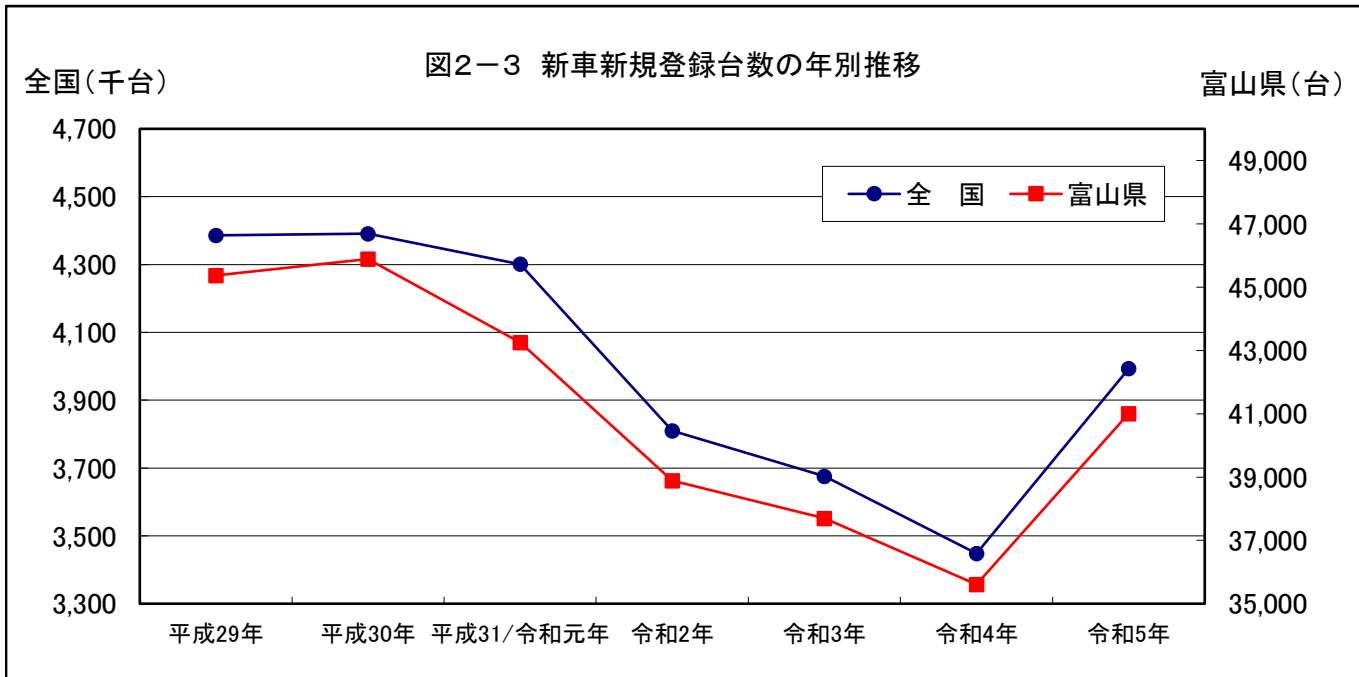


表2-3 新車新規登録台数の年別推移 (全国:千台、富山県:台)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	4,386	4,391	4,301	3,810	3,676	3,448	3,993
富 山 県	45,371	45,887	43,248	38,884	37,698	35,610	41,006

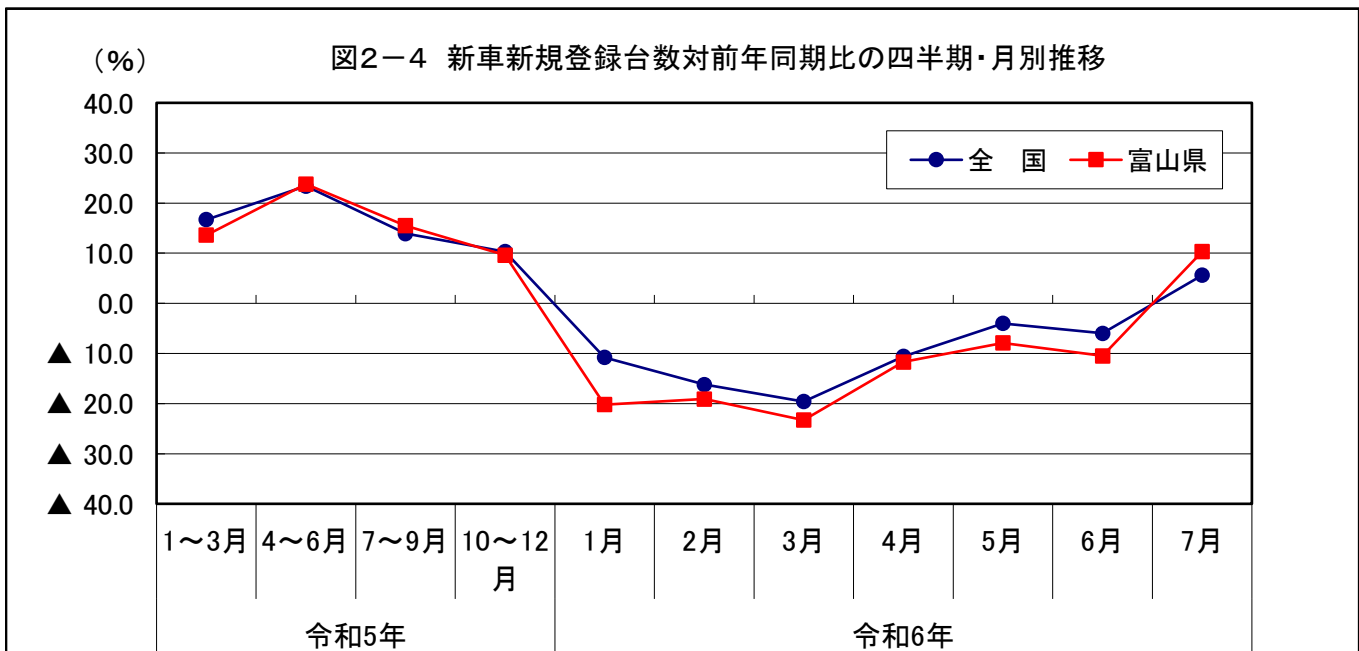


表2-4 新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和5年				令和6年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	16.7	23.4	13.9	10.3	▲ 10.8	▲ 16.2	▲ 19.6	▲ 10.6	▲ 4.0	▲ 6.0	5.6
富 山 県	13.6	23.8	15.5	9.6	▲ 20.2	▲ 19.1	▲ 23.3	▲ 11.7	▲ 7.9	▲ 10.5	10.3



### (3) 住宅建設

全国、富山県とも、平成29年以降減少傾向が続いていたが、令和3年に回復に転じた。令和5年に入ってから対前年同期比でマイナスが多く、令和6年4月及び5月は増加の兆しが見られるも、6月は大きく減少に転じた。

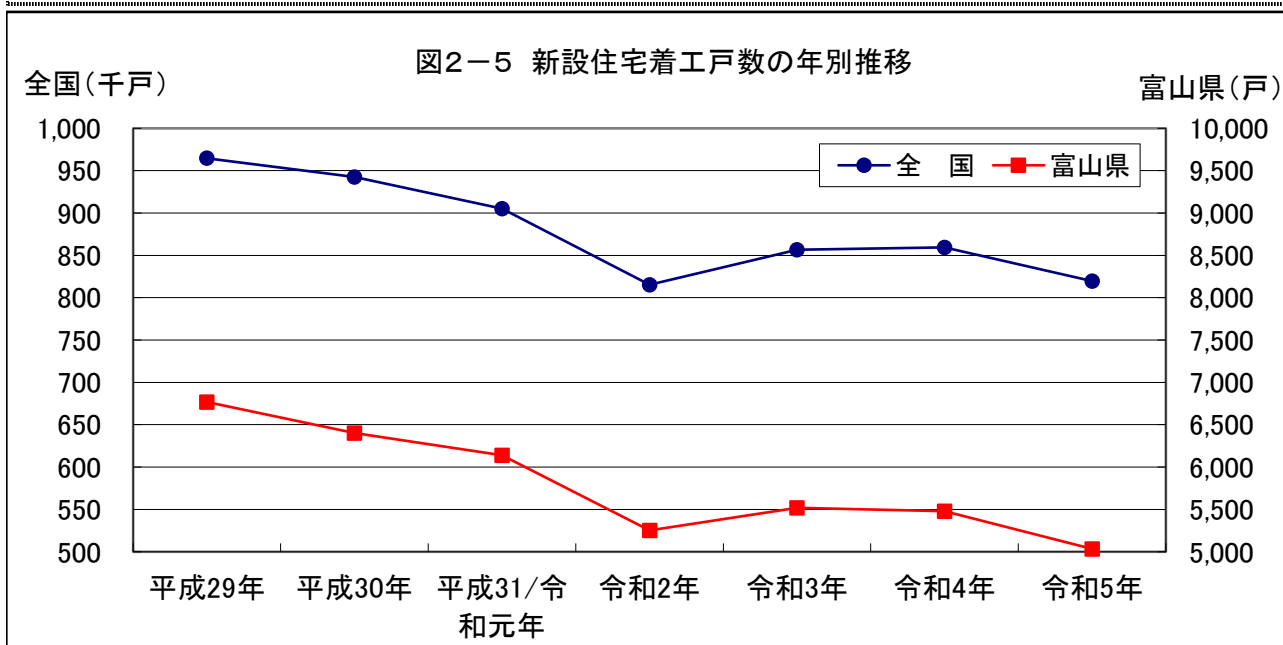


表2-5 新設住宅着工戸数の年別推移 (全国:千戸 富山県:戸)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	964.6	942.4	905.1	815.3	856.5	859.3	819.6
富 山 県	6,768	6,402	6,139	5,253	5,518	5,478	5,034

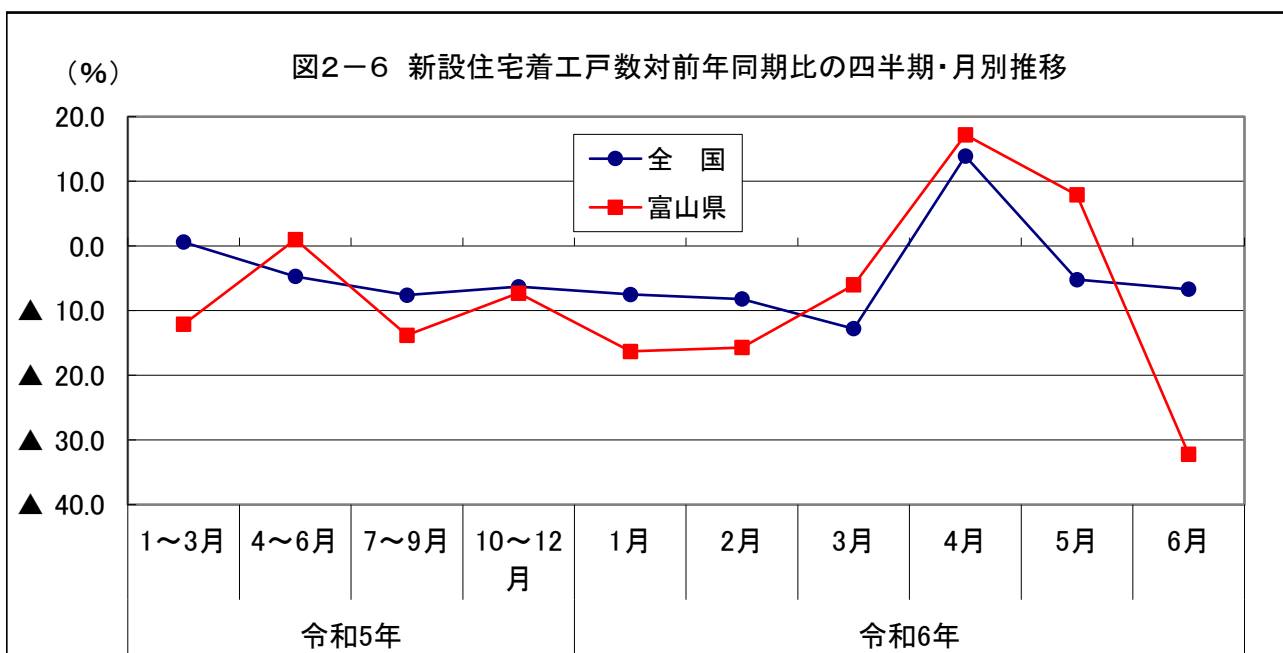


表2-6 新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和5年				令和6年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	0.6	▲ 4.7	▲ 7.6	▲ 6.3	▲ 7.5	▲ 8.2	▲ 12.8	13.9	▲ 5.2	▲ 6.7
富 山 県	▲ 12.1	1.0	▲ 13.8	▲ 7.3	▲ 16.3	▲ 15.7	▲ 6.0	17.2	7.9	▲ 32.2

(4) 投資関連 (全国)

船舶・電力を除く民需用機械受注額及び建設工事受注総額(50社)は、横ばいで推移するも、令和2年を底に増加傾向に転じた。令和5年は建設工事受注総額は増加を続けたが、機械受注額は減少に転じた。令和6年に入り、建設工事受注総額の前年同期比の月別推移は、変動が激しい。

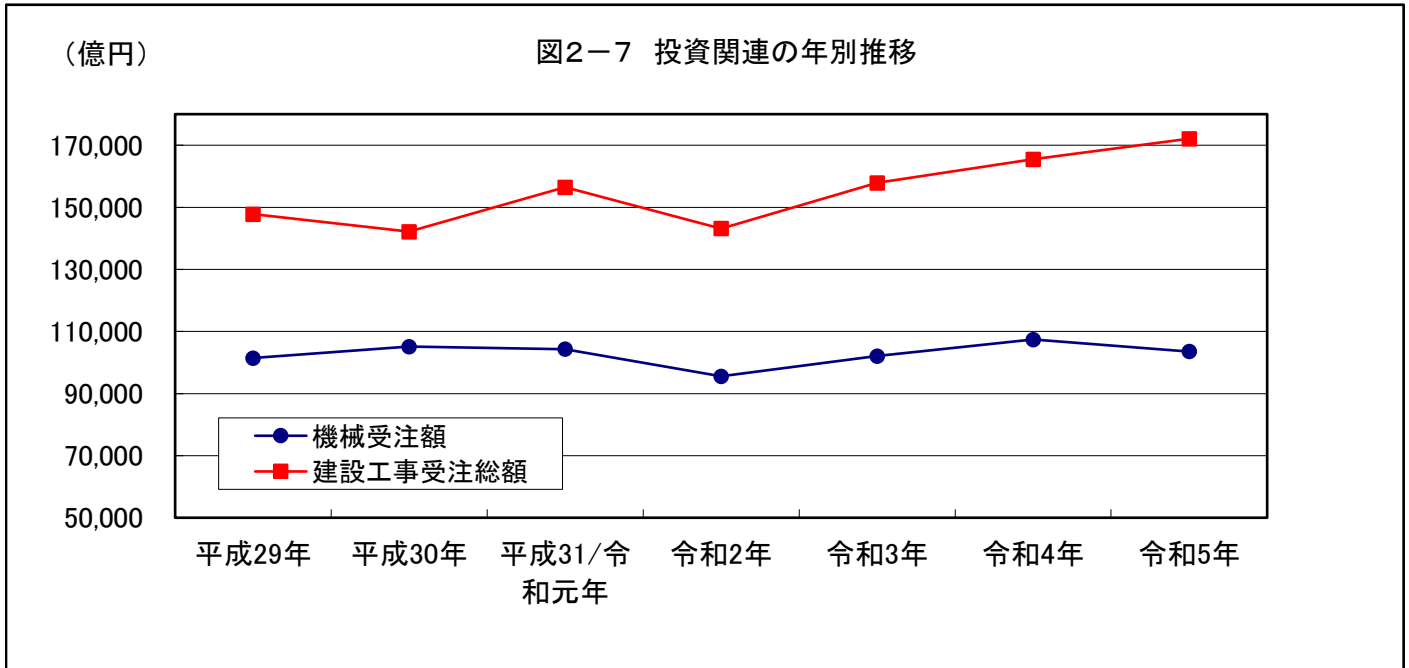


表2-7 投資関連の年別推移 (億円)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
機械受注額	101,431	105,091	104,323	95,570	102,086	107,418	103,550
建設工事受注総額	147,827	142,169	156,468	143,170	157,839	165,482	172,094

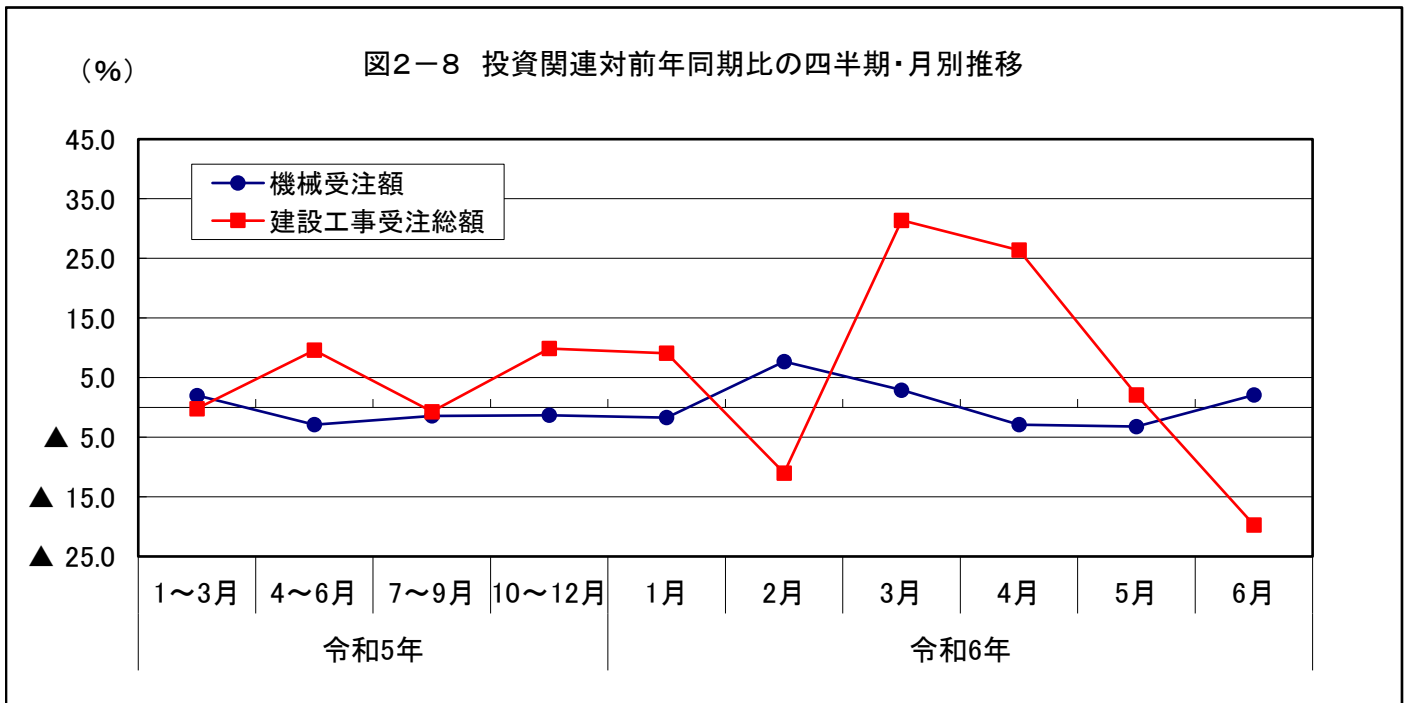


表2-8 投資関連対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

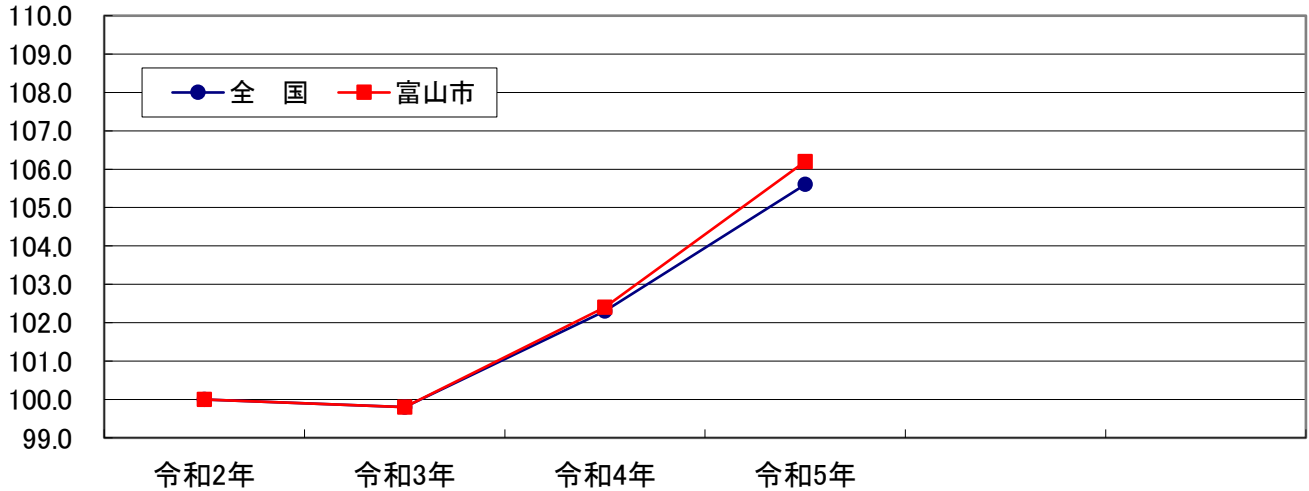
	令和5年				令和6年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
機械受注額	2.0	▲ 2.9	▲ 1.4	▲ 1.3	▲ 1.7	7.7	2.9	▲ 2.9	▲ 3.2	2.1
建設工事受注総額	▲ 0.2	9.6	▲ 0.7	9.9	9.1	▲ 11.0	31.4	26.4	2.1	▲ 19.7

### 3 物価・生計費

#### (1) 物 価 (総合指数)

富山市の消費者物価指数は、令和4年に上昇に転じて以降、全国値より高い状況が続いている。

図3-1 消費者物価指数の年別推移

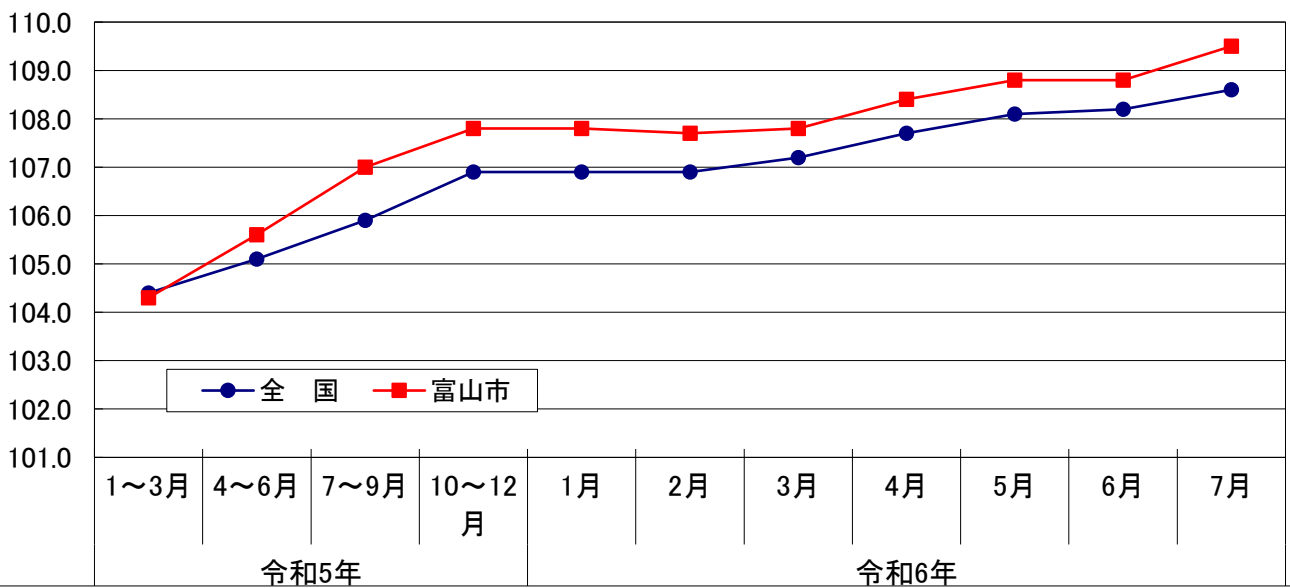


(令和2年=100)

表3-1 消費者物価指数の年別推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	100.0	99.8	102.3	105.6
富 山 市	100.0	99.8	102.4	106.2

図3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移



(令和2年=100)

表3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移

	令和5年				令和6年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	104.4	105.1	105.9	106.9	106.9	106.9	107.2	107.7	108.1	108.2	108.6
富 山 市	104.3	105.6	107.0	107.8	107.8	107.7	107.8	108.4	108.8	108.8	109.5

## (2) 勤労者世帯の消費支出

富山市の消費支出は令和2年を底とし、令和3年以降は上昇傾向にあり、また、全国平均より高い状況にある。

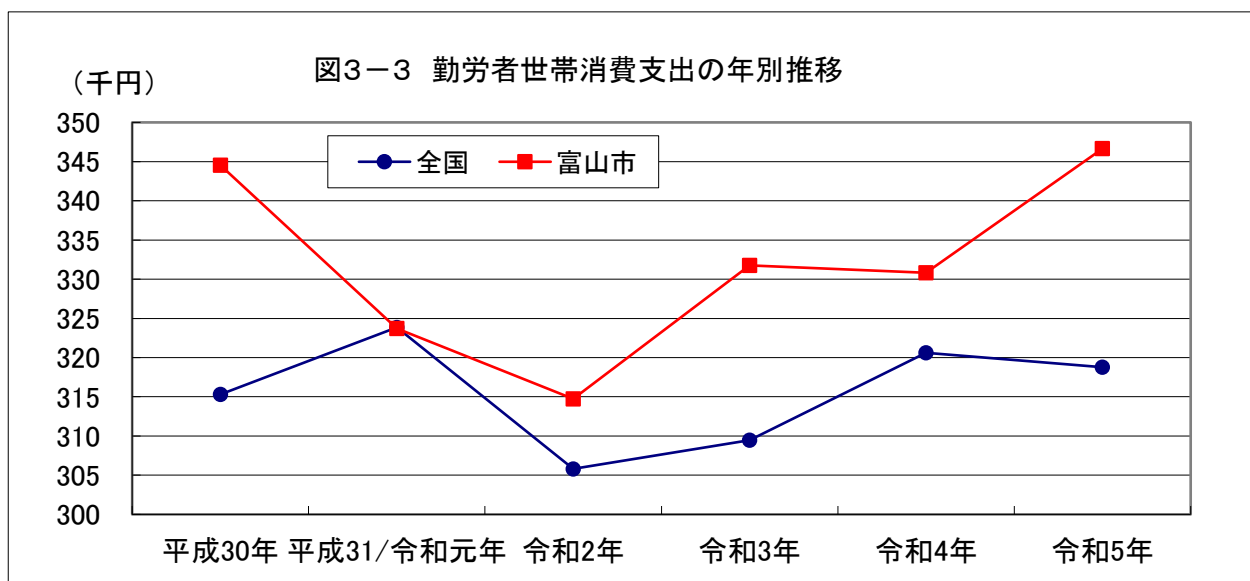


表3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移 (円/月)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	315,314	323,853	305,811	309,469	320,627	318,755
富 山 市	344,535	323,725	314,739	331,768	330,808	346,645

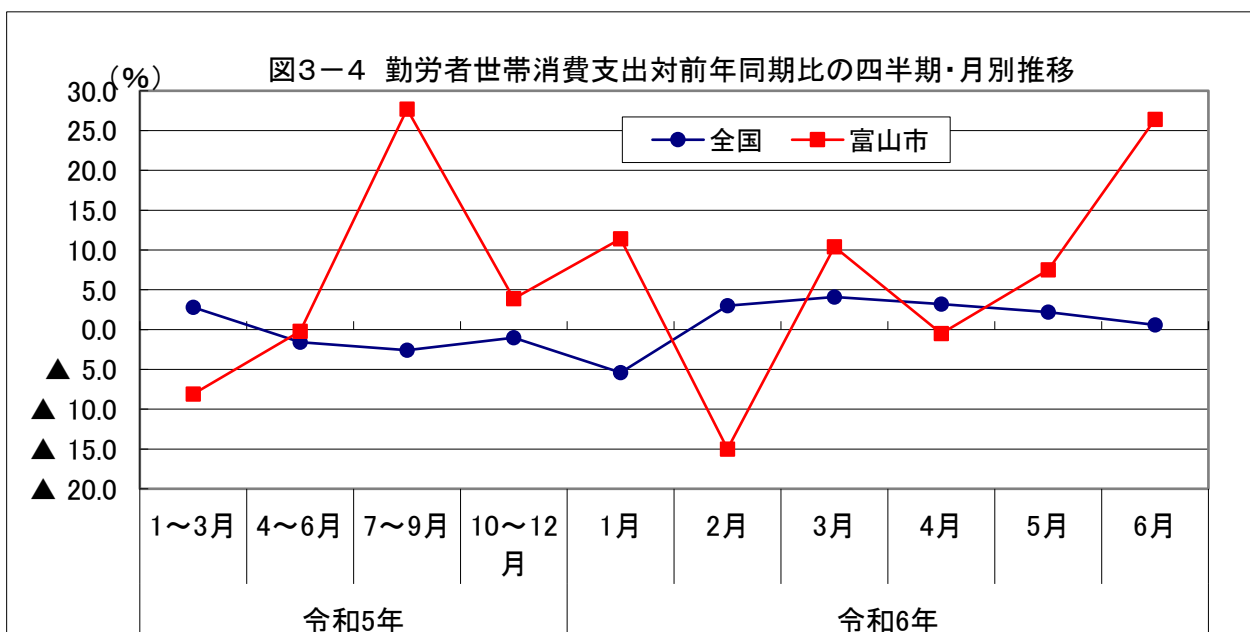


表3-4 勤労者世帯消費支出前年同期比の推移(名目) (%)

	令和5年				令和6年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	2.8	▲1.6	▲2.6	▲1.0	▲5.4	3.0	4.1	3.2	2.2	0.6
富 山 市	▲8.1	▲0.2	27.7	3.9	11.4	▲15.0	10.4	▲0.5	7.5	26.4

### (3) 標準生計費（単身世帯）

富山市の単身世帯の標準生計費は、平成31年/令和元年に底となり、以降は上昇傾向にある。また、全国平均よりも平成31年/令和元年を除いて高い。

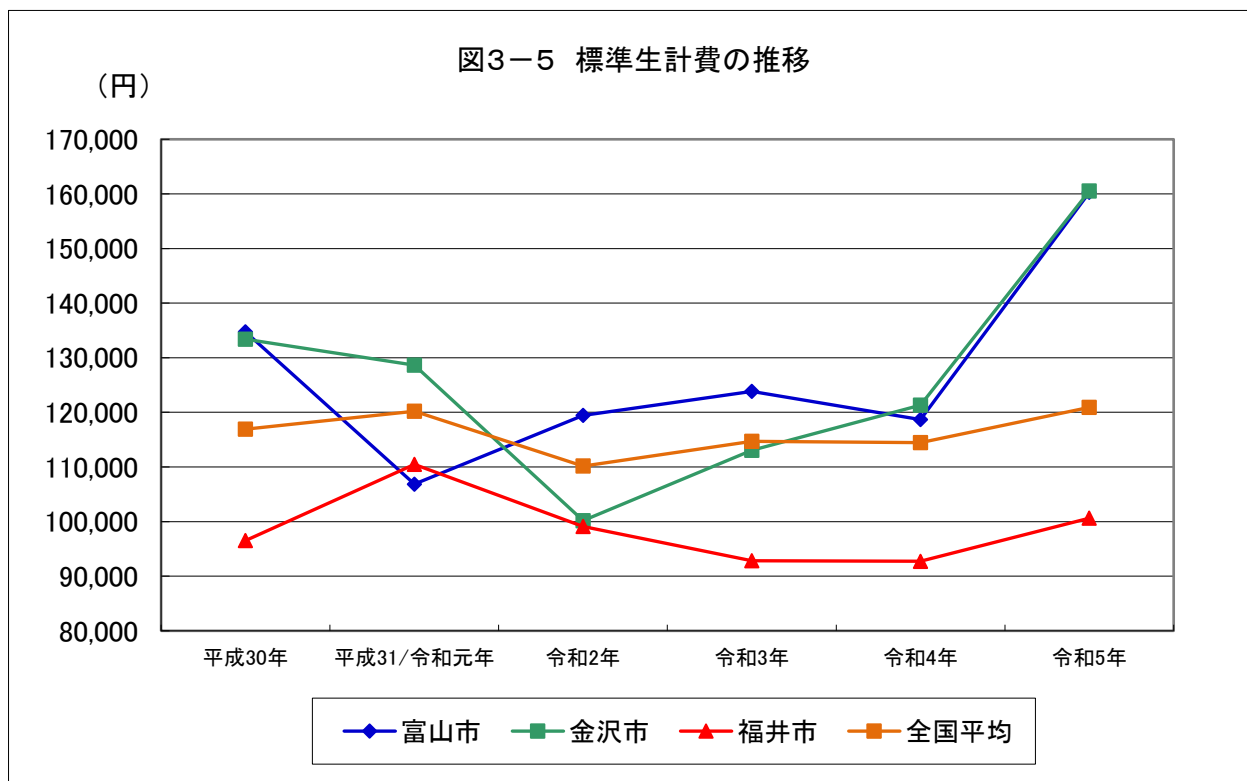


表3-5 標準生計費の推移 (円)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
富山市	134,714	106,865	119,411	123,865	118,678	160,271
金沢市	133,400	128,650	100,180	113,040	121,330	160,520
福井市	96,530	110,470	99,090	92,830	92,740	100,650
全国平均	116,930	120,190	110,160	114,720	114,480	120,910

閲覧

#### <参考> 標準生計費(富山市)の費目別内訳

(円)

	令和3年		令和4年		令和5年	
		増減		増減		増減
食料費	31,017	6,199	32,002	985	34,966	2,964
住宅関係費	41,408	-19,382	50,562	9,154	83,726	33,164
被服・履物費	4,969	3,953	4,916	-53	4,919	3
雑費Ⅰ	21,101	-2,680	18,368	-2,733	26,595	8,227
雑費Ⅱ	25,370	16,364	12,830	-12,540	10,065	-2,765
合計	123,865	4,454	118,678	-5,187	160,271	41,593

(費目)

(家計調査等における大分類項目)

食料費

: 食料

住宅関係費

: 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費

: 被服及び履物

雑費Ⅰ

: 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ

: その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(4) 生活保護基準額

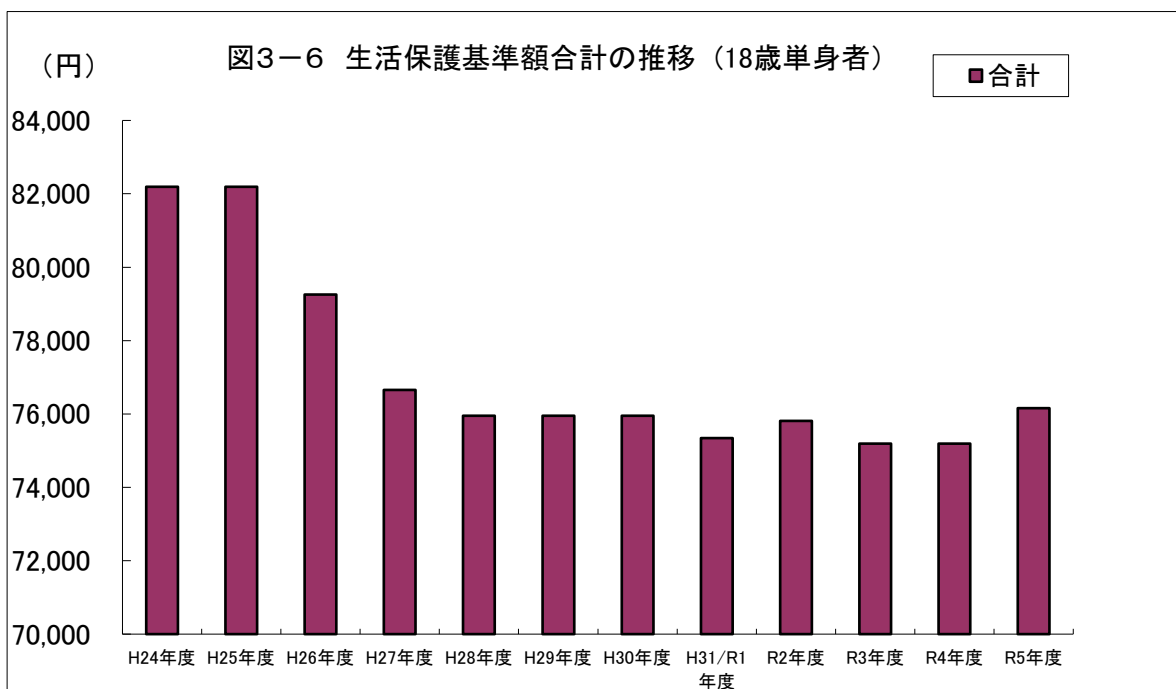


表3-6 生活保護基準額 (2級地-1) (注1) (円)

区分	年度	生活扶助基準額		冬季加算額 (注2)	合計
		第1類	第2類		
18歳単身者	H24年度	77,810	38,290	4,383	82,193
	H25年度	77,810	38,290	4,383	82,193
	H26年度	74,890	—	4,367	79,257
	H27年度	72,290	—	4,367	76,657
	H28年度	72,290	—	3,660	75,950
	H29年度	72,290	—	3,660	75,950
	H30年度	72,290	—	3,660	75,950
	H31/R1年度	71,680	—	3,660	75,340
	R2年度	72,080	—	3,730	75,810
	R3年度	71,460	—	3,730	75,190
	R4年度	71,460	—	3,730	75,190
R5年度	72,430	—	3,730	76,160	
3人世帯 男33歳(稼働) 女29歳(非稼働) 子4歳	H24年度	145,770	97,280	6,771	152,541
	H25年度	145,770	97,280	6,771	152,541
	H26年度	140,000	—	6,746	146,746
	H27年度	135,000	—	6,746	141,746
	H28年度	135,000	—	5,900	140,900
	H29年度	135,000	—	5,900	140,900
	H30年度	135,000	—	5,900	140,900
	H31/R1年度	135,090	—	5,900	140,990
	R2年度	137,080	—	6,015	143,095
	R3年度	137,170	—	6,015	143,185
	R4年度	137,170	—	6,015	143,185
R5年度	144,290	—	6,015	150,305	

注1) 「2級地-1」とは富山市及び高岡市の生活保護区分である。

注2) 冬季加算額は11月～4月分 (H27年度までは11月～3月) であり、1か月平均に換算している。

※ H26年度分以降は、H25年8月改定から適用された第1類費と第2類費の合計算定方式である。

※ H25年度分は、H25年8月改定前の金額である。

※ H30年度分は、H30年10月改定前の金額である。

※ H31/R1年度分は、R1年10月改定前の金額である。

※ R2年度分は、R2年10月改定前の金額である。

※ R3年度分は、R2年10月改定後の金額である。

※ R5年度分は、R5年10月改定後の金額である。

## 4 貿易等

### (1) 貿易（全国）

令和3年及び令和4年は輸出額及び輸入額ともに増加した。令和5年は輸出額は増加を続けたものの、輸入額は減少した。

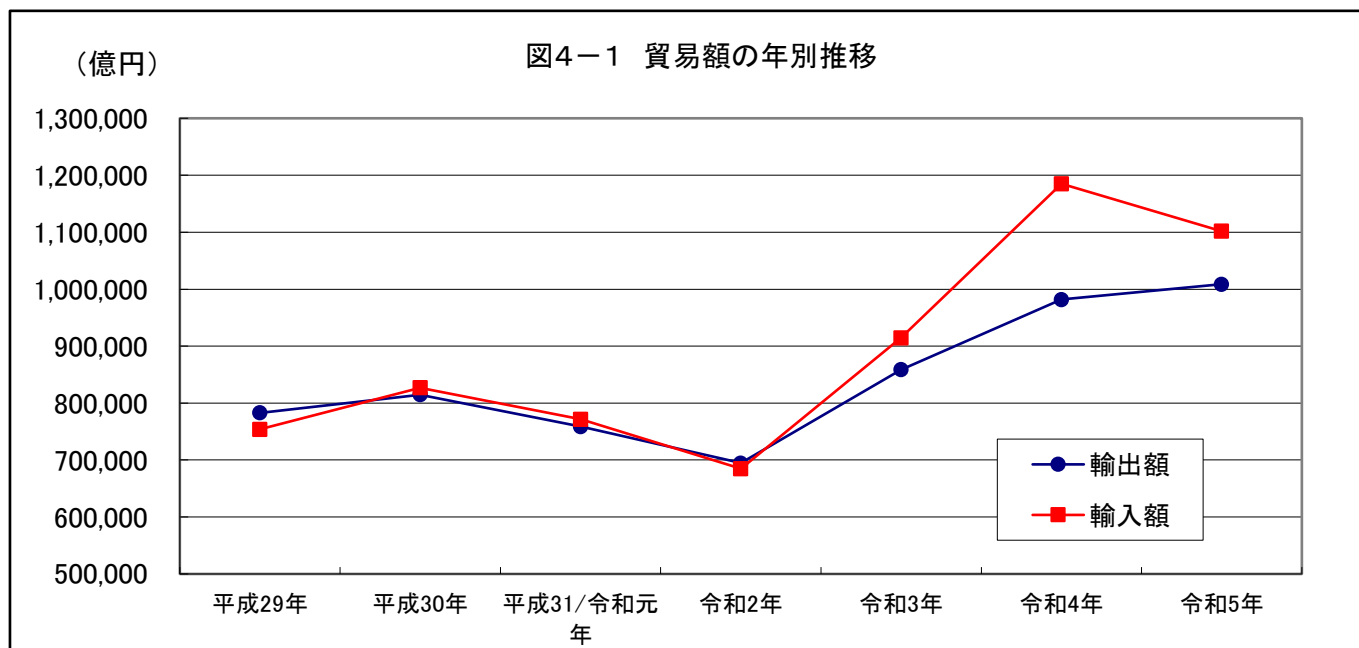
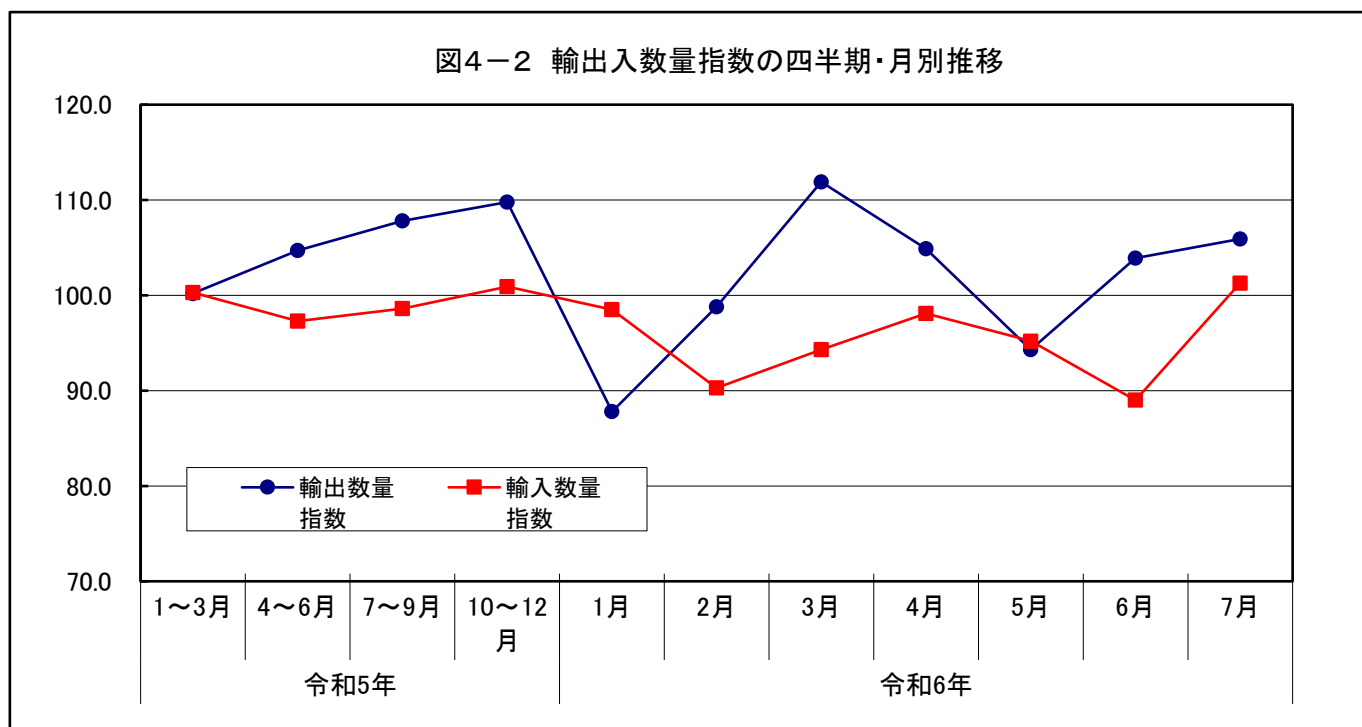


表4-1 貿易額(通関額)の年別推移

(億円)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
輸出額	782,865	814,788	758,788	694,854	858,737	981,736	1,008,738
輸入額	753,792	827,033	771,724	684,868	914,603	1,185,032	1,101,956



(平成27年=100)

表4-2 輸出入数量指数の四半期・月別推移

	令和5年				令和6年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
輸出数量指数	100.2	104.7	107.8	109.8	87.8	98.8	111.9	104.9	94.3	103.9	105.9
輸入数量指数	100.3	97.3	98.6	100.9	98.5	90.3	94.3	98.1	95.2	89.0	101.3

(2) 為替相場

令和3年以降、円安が続いていたが、月別推移では令和6年7月に円高に転じた。

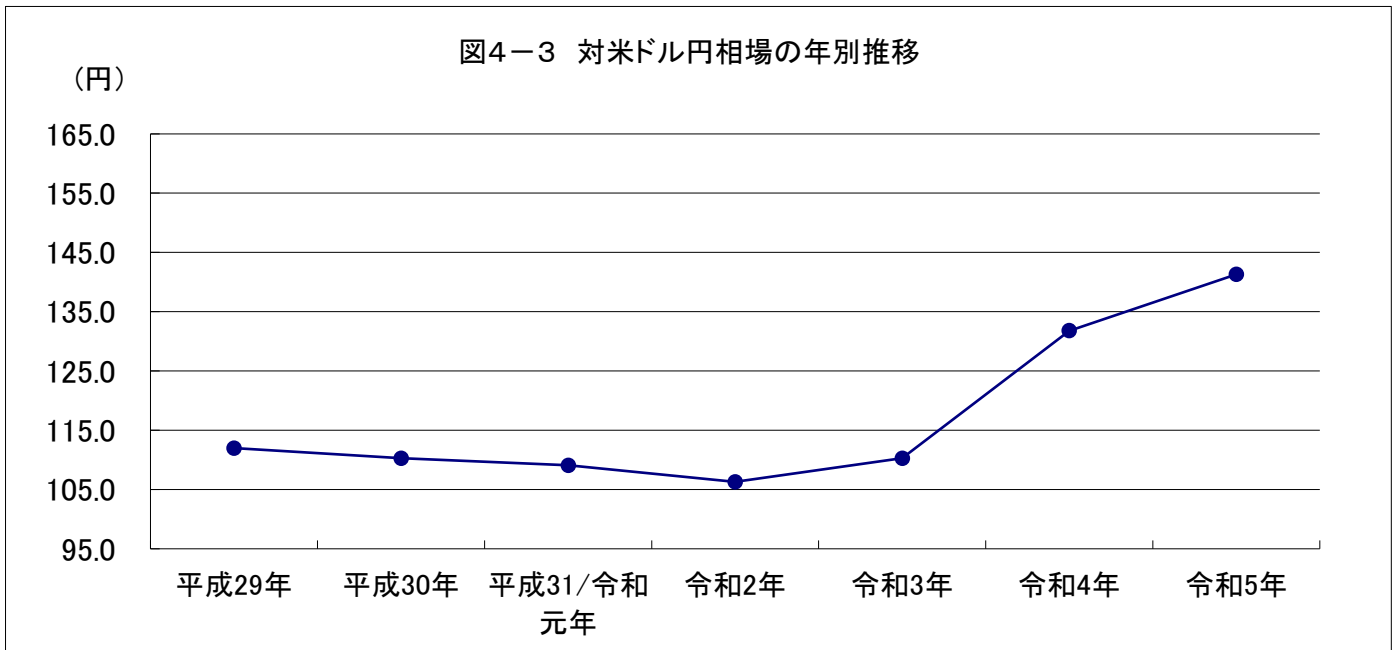


表4-3 対米ドル円相場の年別推移 (円/\$)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
円相場	112.0	110.3	109.1	106.3	110.3	131.8	141.3

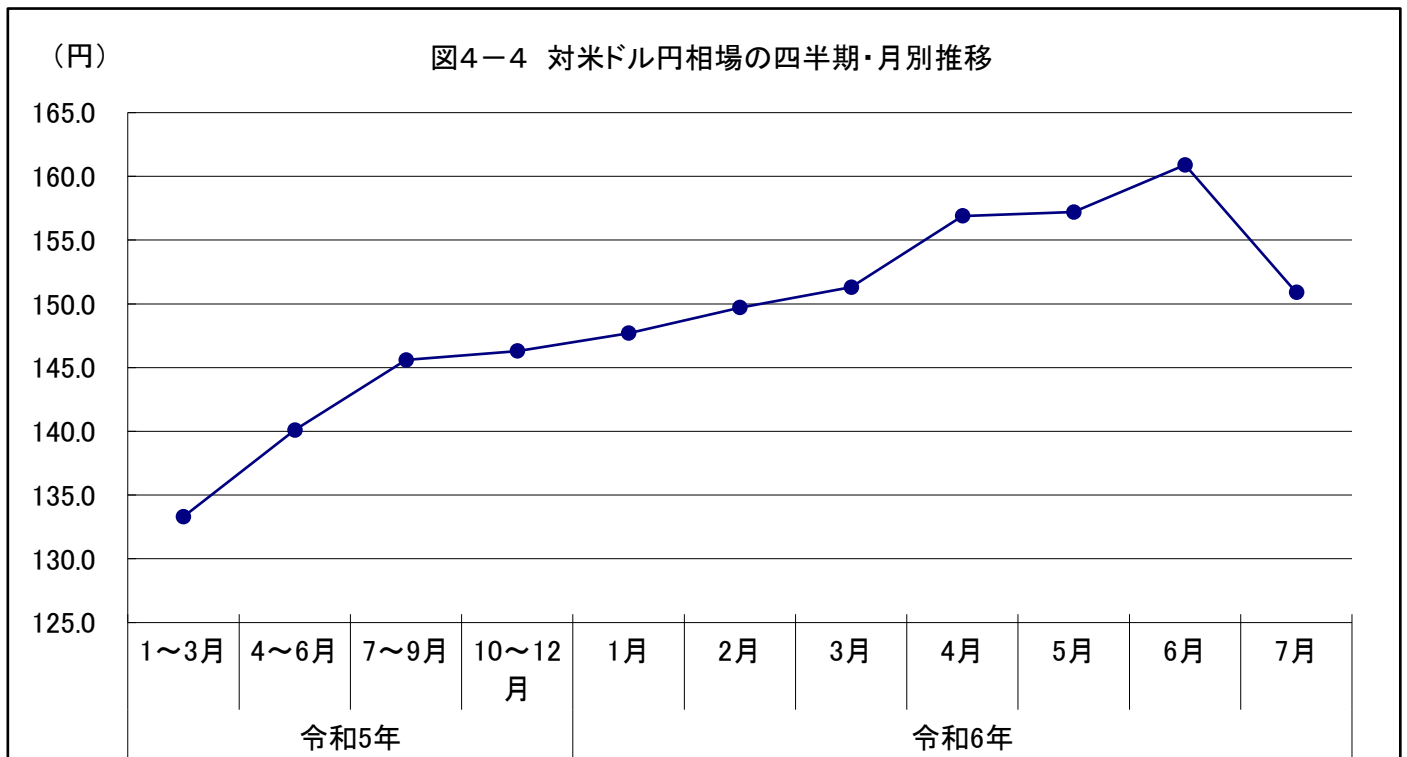


表4-4 対米ドル円相場の四半期・月別推移 (円/\$)

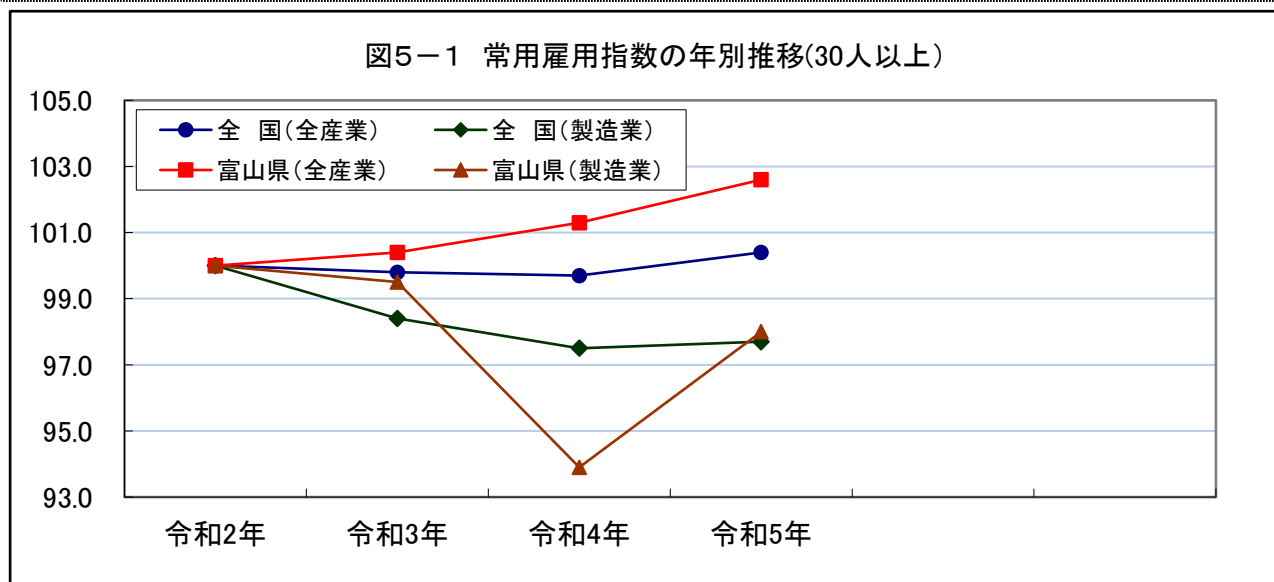
	令和5年				令和6年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
円相場	133.3	140.1	145.6	146.3	147.7	149.7	151.3	156.9	157.2	160.9	150.9



# 5 雇 用

## (1) 常用雇用指数

富山県（全産業）は、令和3年以来100.0を超え、製造業についても令和5年第2四半期以来100.0を超えている。

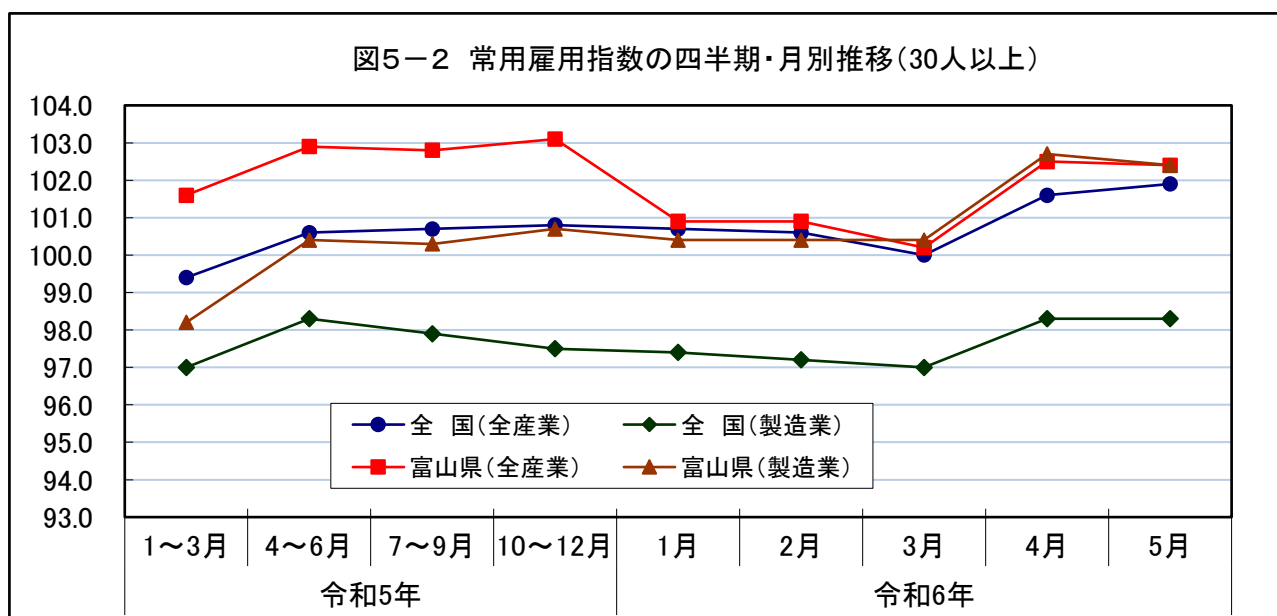


(令和2年=100)

表5-1 常用雇用指数の年別推移(30人以上)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国(全産業)	100.0	99.8	99.7	100.4
全 国(製造業)	100.0	98.4	97.5	97.7
富山県(全産業)	100.0	100.4	101.3	102.6
富山県(製造業)	100.0	99.5	93.9	98.0

※状況雇用指数は再集計値。



(令和2年=100)

表5-2 常用雇用指数の四半期・月別推移(30人以上)

	令和5年				令和6年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国(全産業)	99.4	100.6	100.7	100.8	100.7	100.6	100.0	101.6	101.9
全 国(製造業)	97.0	98.3	97.9	97.5	97.4	97.2	97.0	98.3	98.3
富山県(全産業)	101.6	102.9	102.8	103.1	100.9	100.9	100.2	102.5	102.4
富山県(製造業)	98.2	100.4	100.3	100.7	100.4	100.4	100.4	102.7	102.4

## (2) 総実労働時間

全国、富山県とも減少傾向にあったが、令和3年以降はやや持ち直しの傾向にあるが、平成31年/令和元年以前の水準には至っていない。

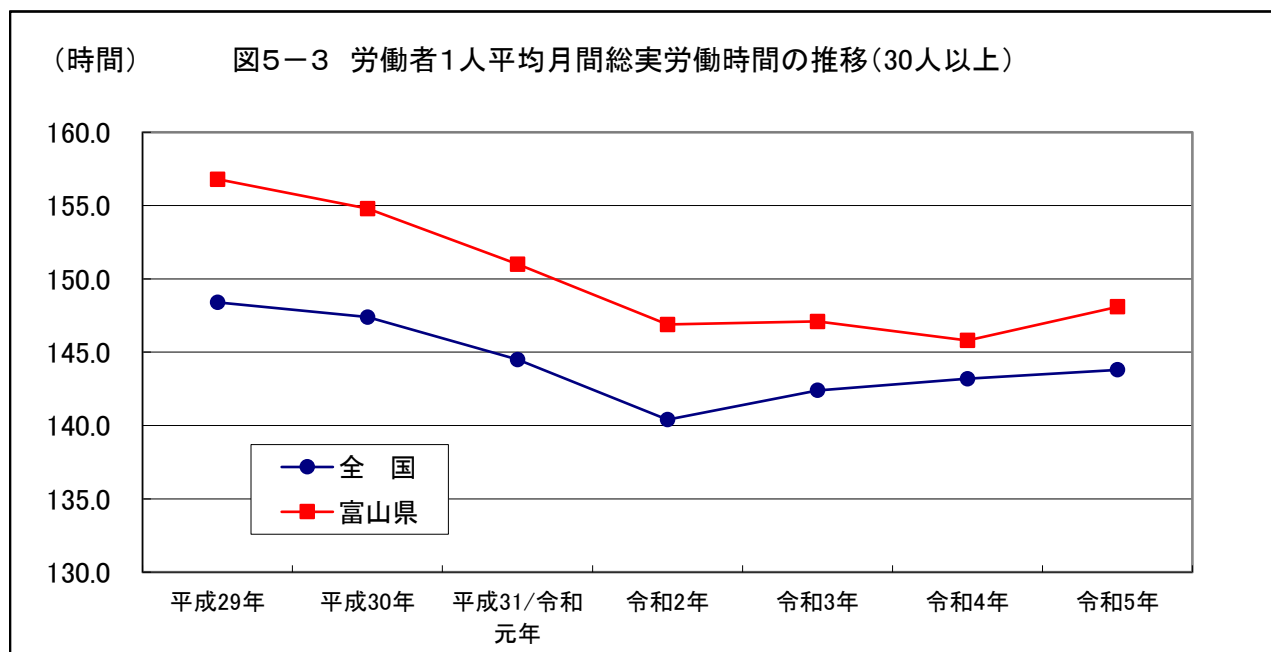


表5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上) (時間)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	148.4	147.4	144.5	140.4	142.4	143.2	143.8
富 山 県	156.8	154.8	151.0	146.9	147.1	145.8	148.1

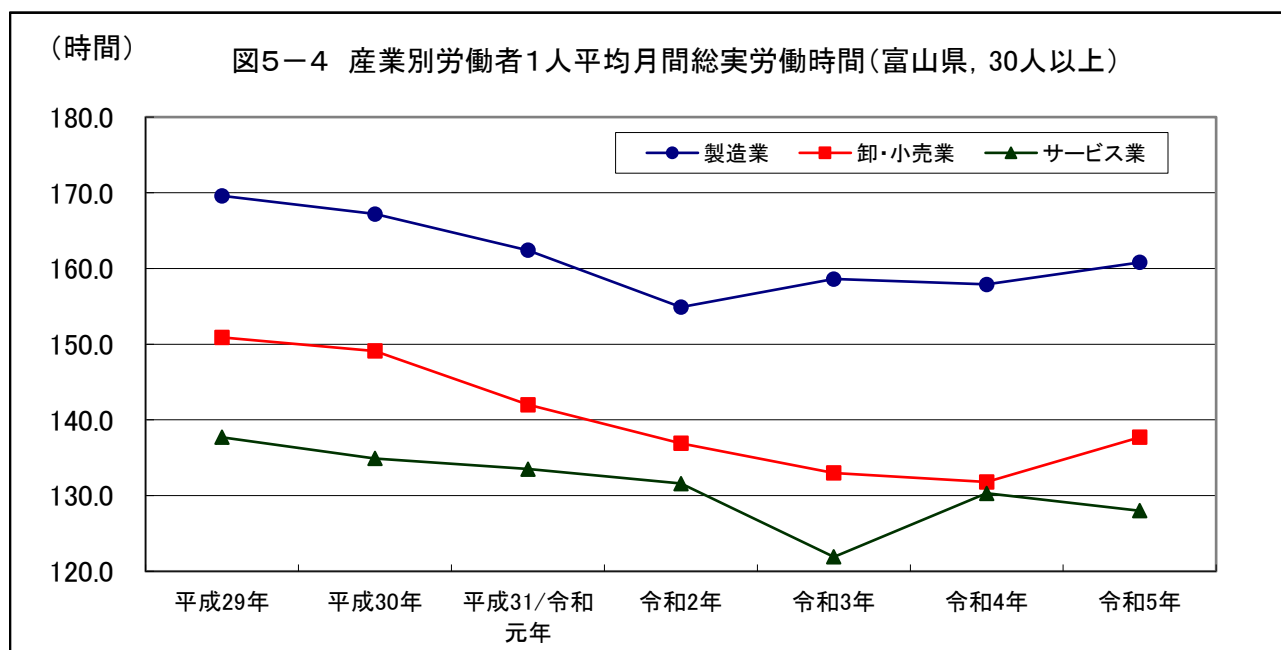


表5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間の推移(富山県, 30人以上) (時間)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
製造業	169.6	167.2	162.4	154.9	158.6	157.9	160.8
卸・小売業	150.9	149.1	142.0	136.9	133.0	131.8	137.7
サービス業	137.7	134.9	133.5	131.6	121.9	130.3	128.0

\* サービス業とは、「サービス業(他に分類されないもの)」をいう。

### (3) 所定外労働時間数（製造業）

製造業における所定外労働時間数は、コロナ禍であった令和2年に大きく減少したが、令和3年には上昇傾向に転じている

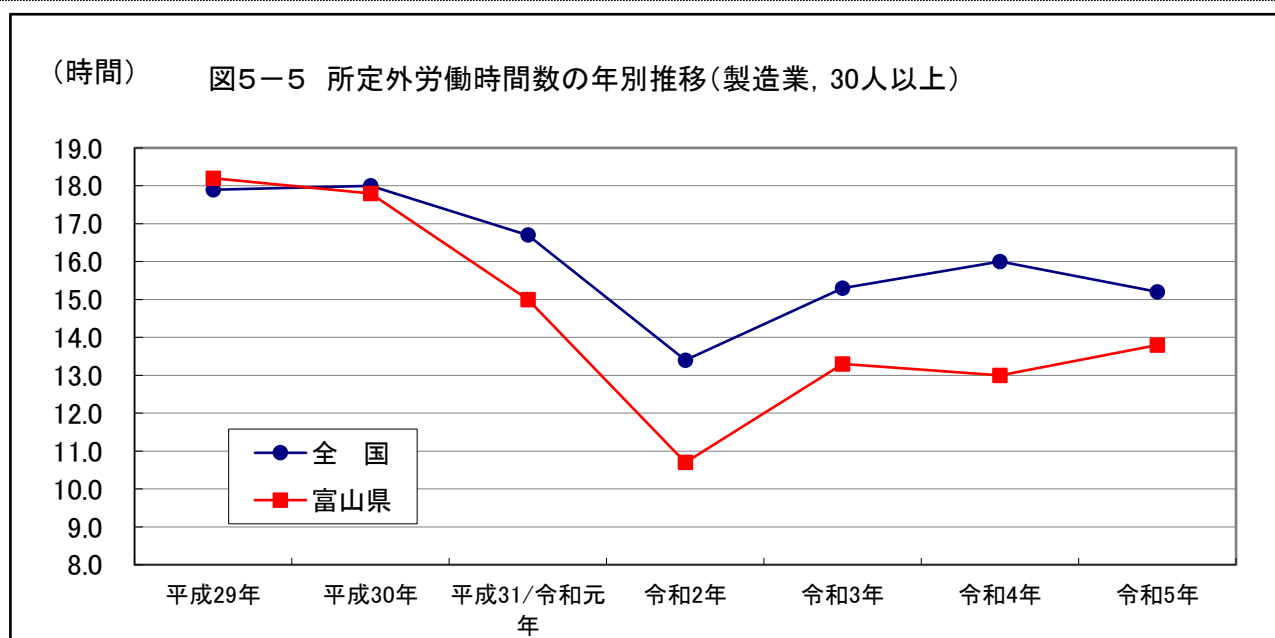
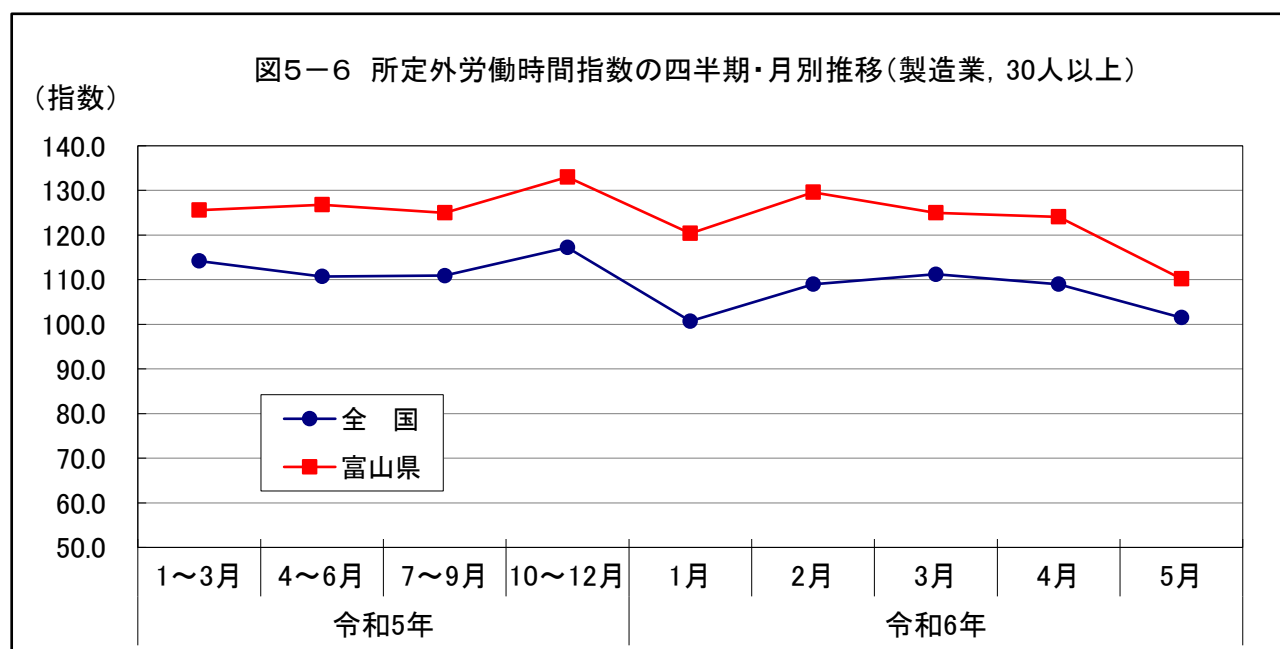


表5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上) (時間)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	17.9	18.0	16.7	13.4	15.3	16.0	15.2
富 山 県	18.2	17.8	15.0	10.7	13.3	13.0	13.8



(令和2年=100)

表5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)

	令和5年				令和6年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	114.2	110.7	110.9	117.2	100.7	109.0	111.2	109.0	101.5
富 山 県	125.6	126.8	125.0	133.0	120.4	129.6	125.0	124.1	110.2

(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）

完全失業者数、完全失業率いずれも令和4年以降は、横ばい状態となっている。

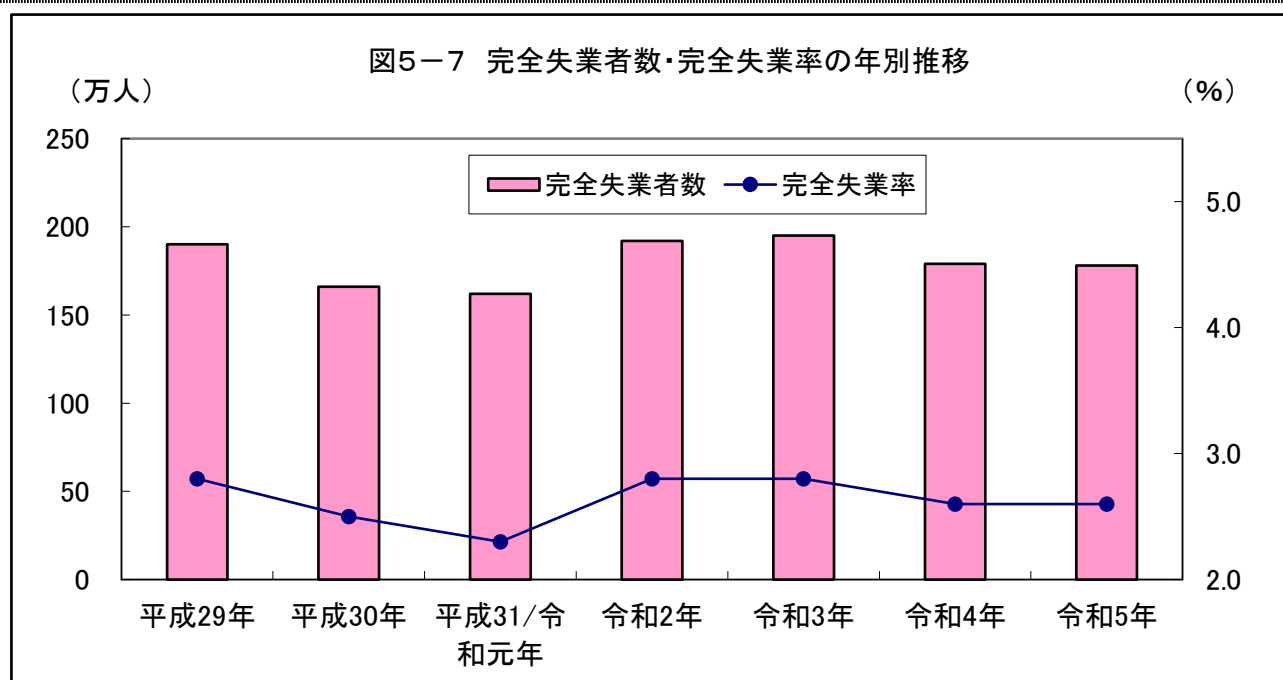


表5-7 完全失業者数・完全失業率の年別推移 (万人, %)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
完全失業者数	190	166	162	192	195	179	178
完全失業率	2.8	2.5	2.3	2.8	2.8	2.6	2.6

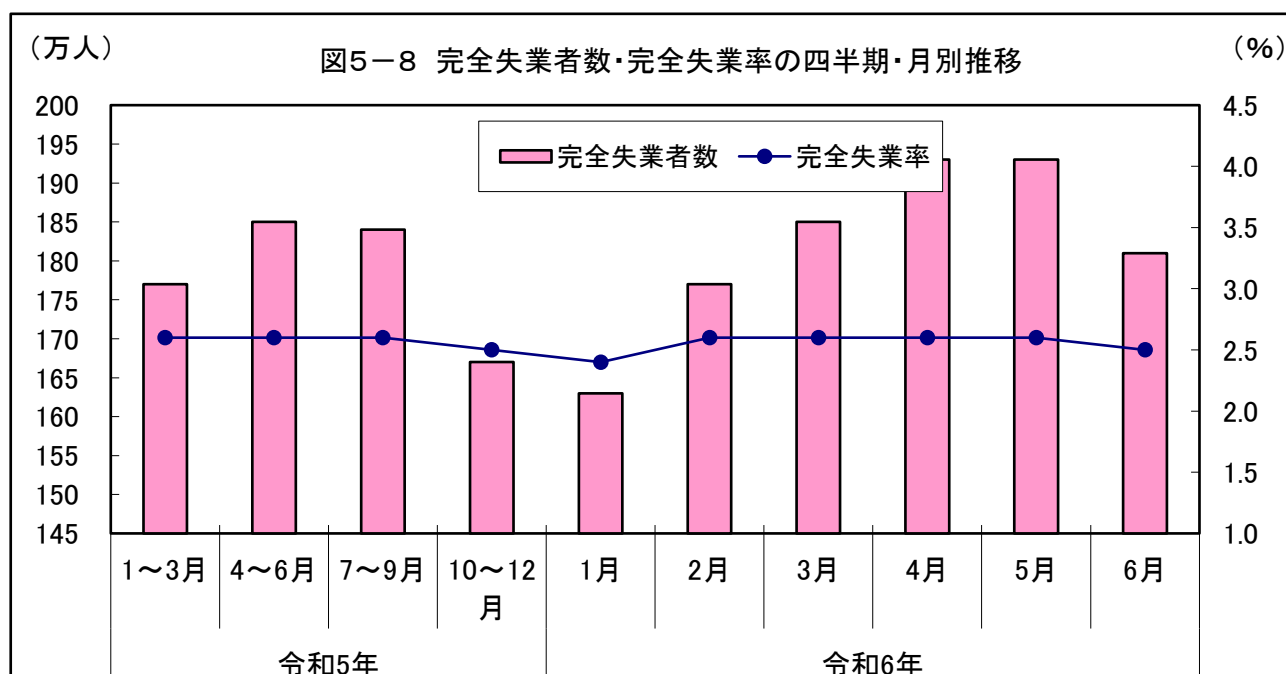


表5-8 完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移 (万人, %)

	令和5年				令和6年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
完全失業者数	177	185	184	167	163	177	185	193	193	181
完全失業率	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5

(5) 有効求人倍率

令和2年に全国・富山県いずれも大きく低下したが、富山県は常に全国平均より高く令和3年以降、おおむね1.4倍を堅持している。

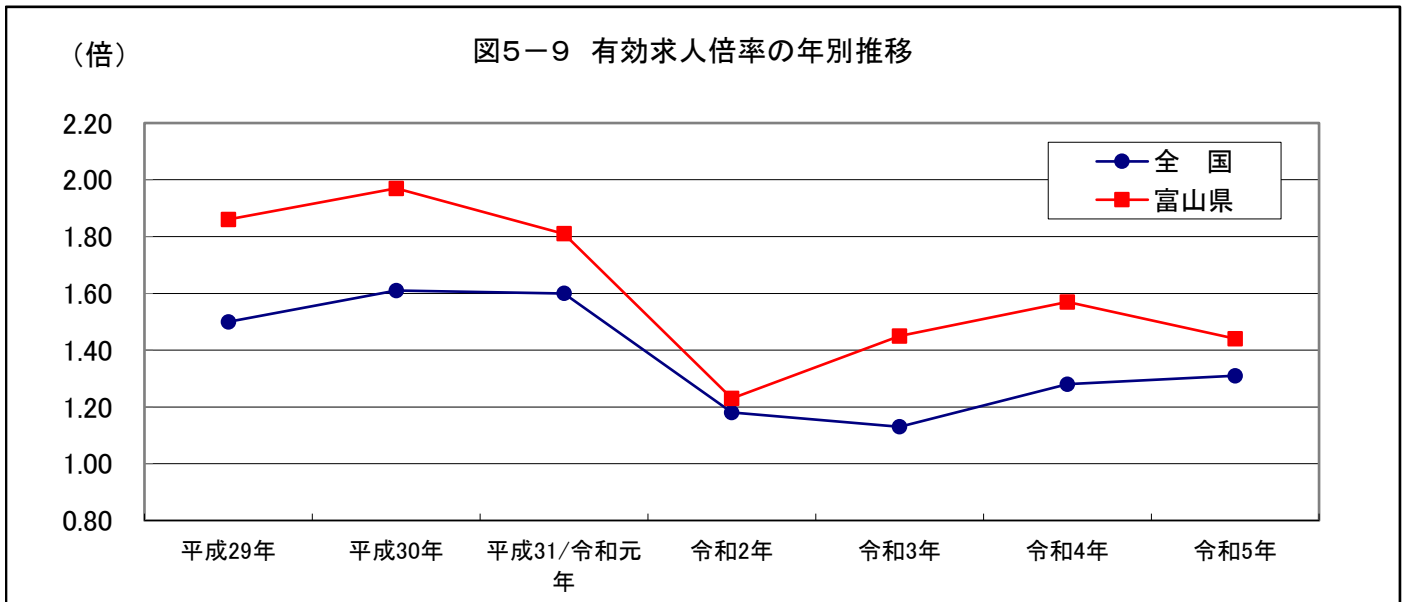


表5-9 有効求人倍率の年別推移 (倍)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31
富山県	1.86	1.97	1.81	1.23	1.45	1.57	1.44

(全国は季節調整値、富山県は原数値 富山県:年度)

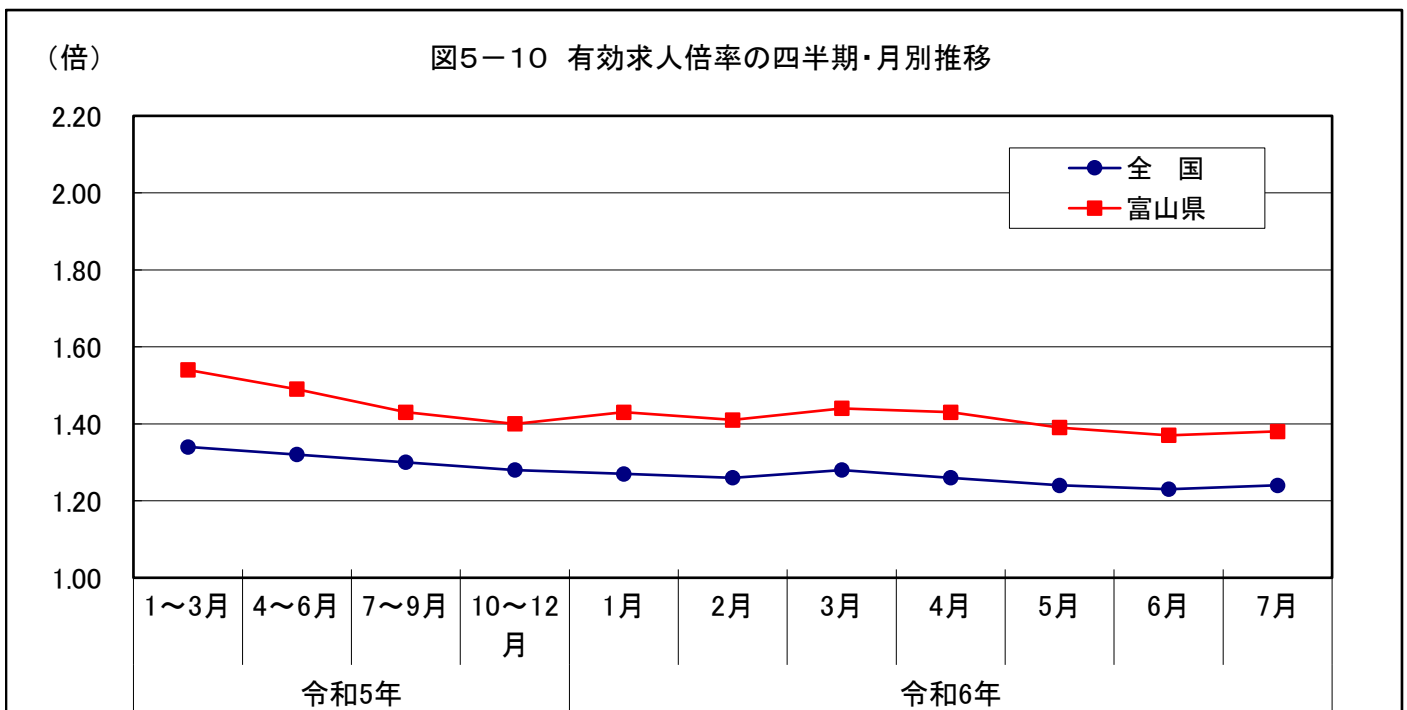


表5-10 有効求人倍率の四半期・月別推移 (倍)

	令和5年				令和6年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全国	1.34	1.32	1.30	1.28	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23	1.24
富山県	1.54	1.49	1.43	1.40	1.43	1.41	1.44	1.43	1.39	1.37	1.38

(全国、富山県とも季節調整値)

## (6) 求人・求職状況（富山県）

新規求人数、新規求職申込件数ともに令和2年度が底となり、以降回復傾向にはあるが、平成31年度/令和元年度以前の水準までには至っていない。

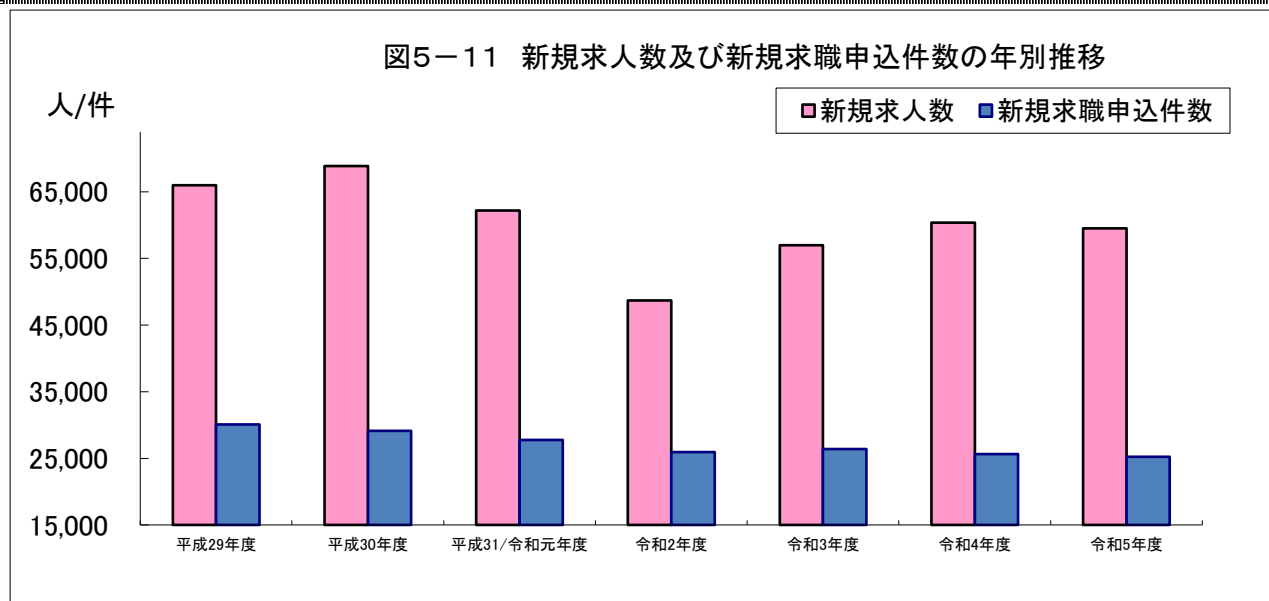


表5-11 求人及び求職状況の年別推移（パートを除く） (人/件)

	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規求人数	66,013	68,886	62,183	48,686	56,990	60,377	59,503
新規求職申込件数	30,100	29,119	27,781	25,943	26,393	25,618	25,244

\* 年度ごと(4月から翌年3月まで)の集計である。

## (7) 企業の人員整理状況（富山県）

整理件数・人員とも、増加が続いていたが令和3年度にいずれも減少。令和4年度に入り整理人員は減少するも、令和5年では再び増加した。整理件数は、令和4年度と令和5年度は、ほぼ横ばいである。

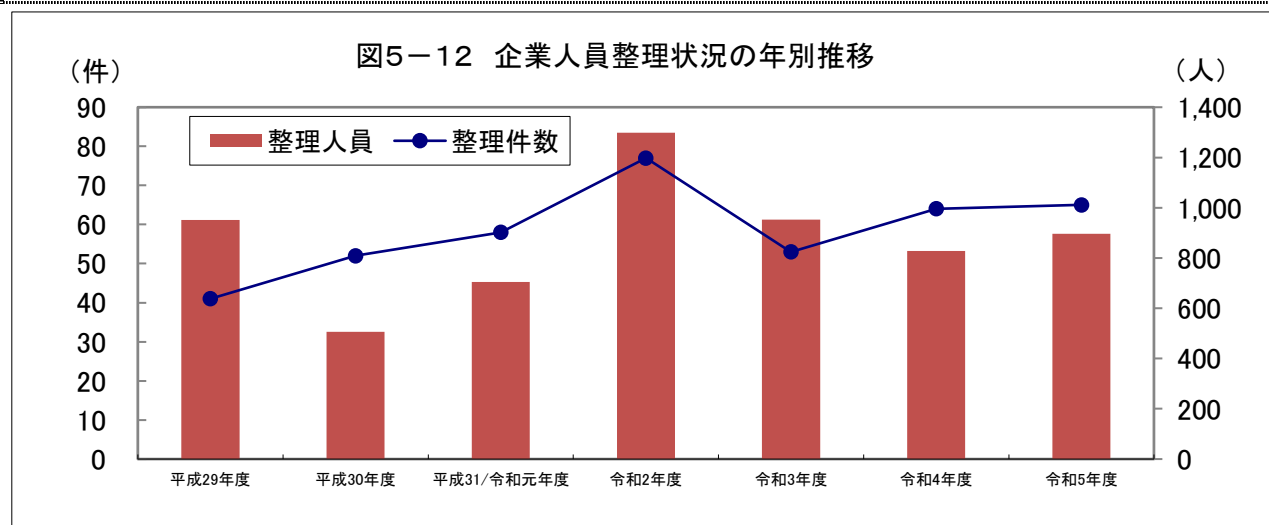


表5-12 企業人員整理状況の年別推移 (件/人)

	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整理件数	41	52	58	77	53	64	65
整理人員	951	506	705	1,298	953	828	897

\* 整理人員5人以上

## 6 賃 金

### (1) きまって支給する給与額

令和3年以降、富山県内規模別の賃金格差は、拡大傾向にある。令和5年は石川県の給与額が富山県を上回った。

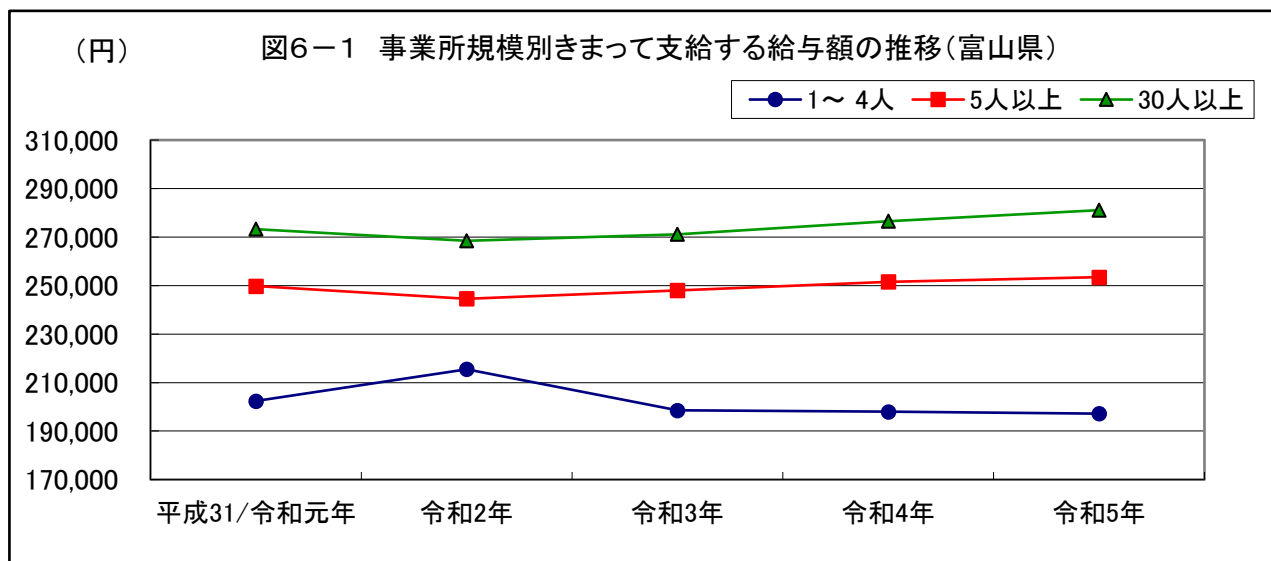


表6-1 事業所規模別きまって支給する給与額及び規模間格差の推移(富山県)

	平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年		令和4年		令和5年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
1～4人	202,345	74.0	215,469	80.3	198,532	73.2	197,959	71.6	197,193	70.2
5人以上	249,785	91.4	244,549	91.1	247,975	91.5	251,501	91.0	253,479	90.2
30人以上	273,298	100.0	268,459	100.0	271,122	100.0	276,504	100.0	281,096	100.0

(格差:規模30人以上=100)

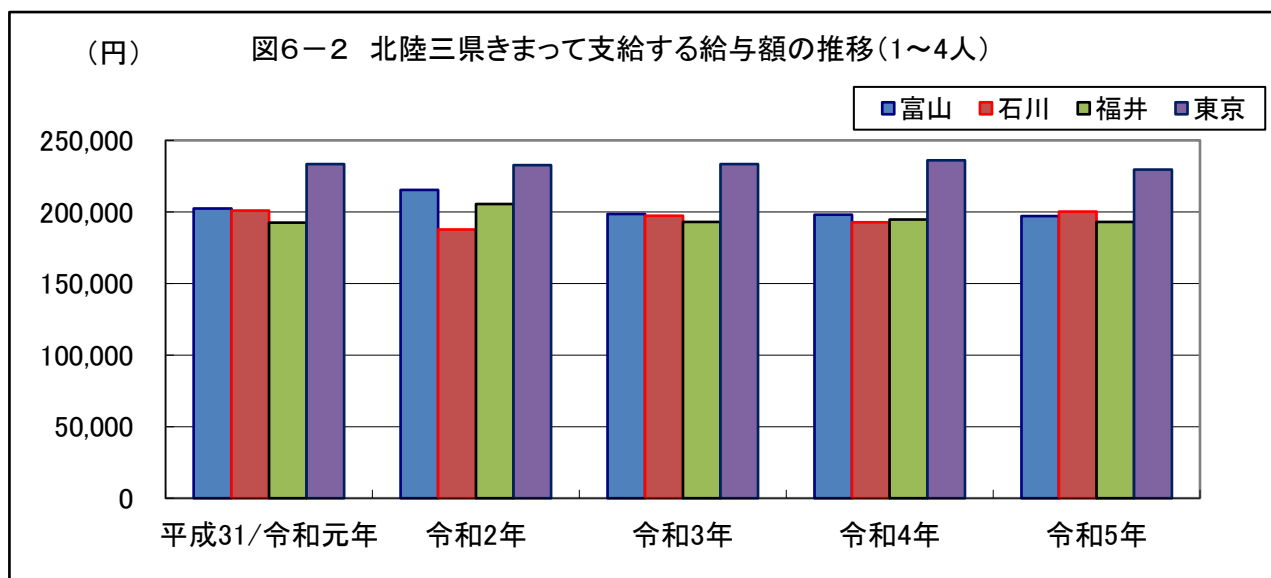


表6-2 北陸三県きまって支給する給与額の推移(規模1~4人)

	平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年		令和4年		令和5年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	202,345	86.7	215,469	92.6	198,532	85.1	197,959	83.9	197,193	85.9
石川	200,937	86.1	187,841	80.7	197,403	84.6	192,719	81.6	200,274	87.2
福井	192,561	82.5	205,450	88.3	192,924	82.7	194,764	82.5	192,988	84.1
東京	233,466	100.0	232,714	100.0	233,343	100.0	236,076	100.0	229,557	100.0

(格差:東京=100)

注:令和2年は、規模5人未満の事業所を対象とする「毎月勤労統計調査(特別調査)」が中止され、代替調査(小規模事業所勤労統計調査)として実施されたため、経年比較にはなじまない。

## (2) 短時間女性労働者の1時間あたり賃金額

「全国」と「富山」の格差は、令和4年と令和5年はほぼ横ばいである。

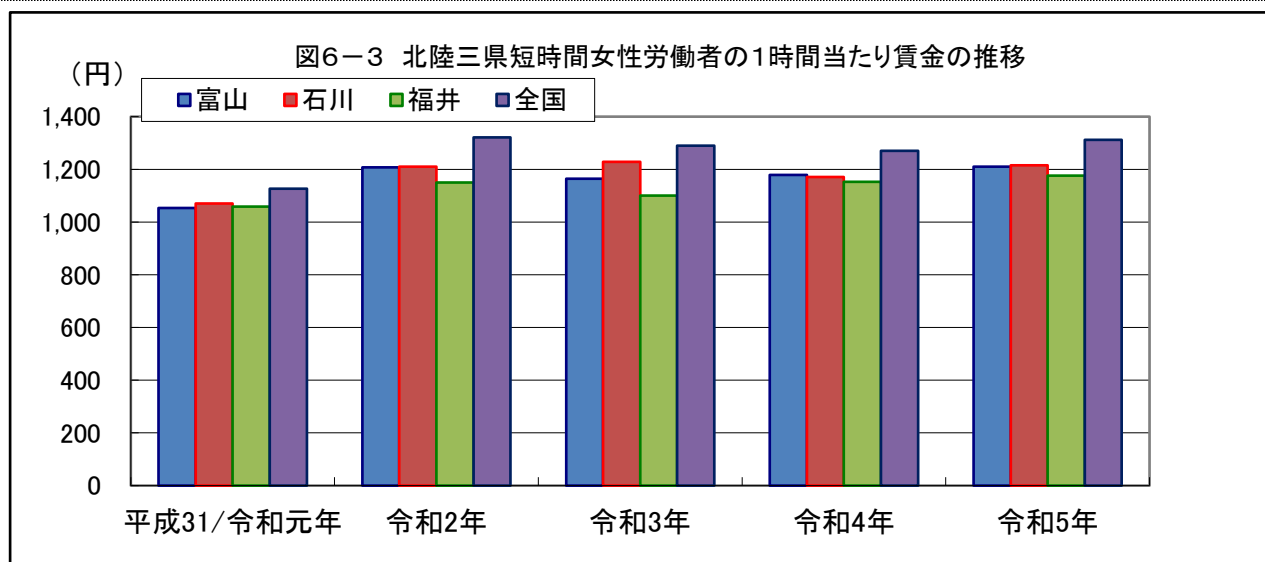


表6-3 北陸三県短時間女性労働者の1時間あたり賃金の推移(産業計, 規模10人以上)

	平成31/令和元年(注)		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	1,053	93.4	1,208	91.4	1,165	90.3	1,179	92.8	1,210	92.2
石川	1,070	94.9	1,210	91.6	1,229	95.3	1,171	92.2	1,215	92.6
福井	1,058	93.9	1,150	87.1	1,100	85.3	1,153	90.8	1,176	89.6
全国	1,127	100.0	1,321	100.0	1,290	100.0	1,270	100.0	1,312	100.0

(格差: 全国=100)

注: 令和元年調査までは、賃金額の高いもの(特定の職種に該当するもの)を除外して集計していた。

## (3) 高校卒初任給(富山県)

令和3年を除けば、おおむね増加傾向にある。

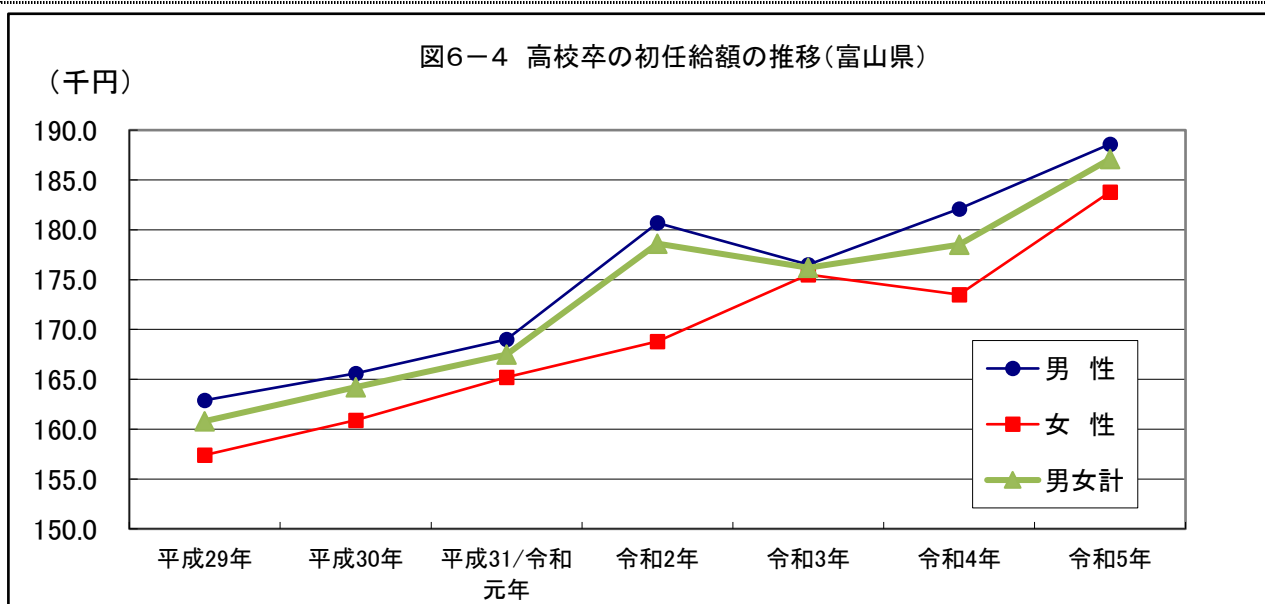


表6-4 高校卒の初任給額の推移(富山県) (千円)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
男性	162.9	165.6	169.0	180.7	176.5	182.1	188.6
女性	157.4	160.9	165.2	168.8	175.5	173.5	183.8
男女計	160.8	164.2	167.5	178.6	176.2	178.5	187.1

注: 令和2年以降、初任給額の調査が廃止され、新規学卒者の所定内給与額(通勤手当含む)として集計。



## 7 企業倒産

富山県は、令和3年は減少に転じたが、その後、令和5年に向け再び増加した。

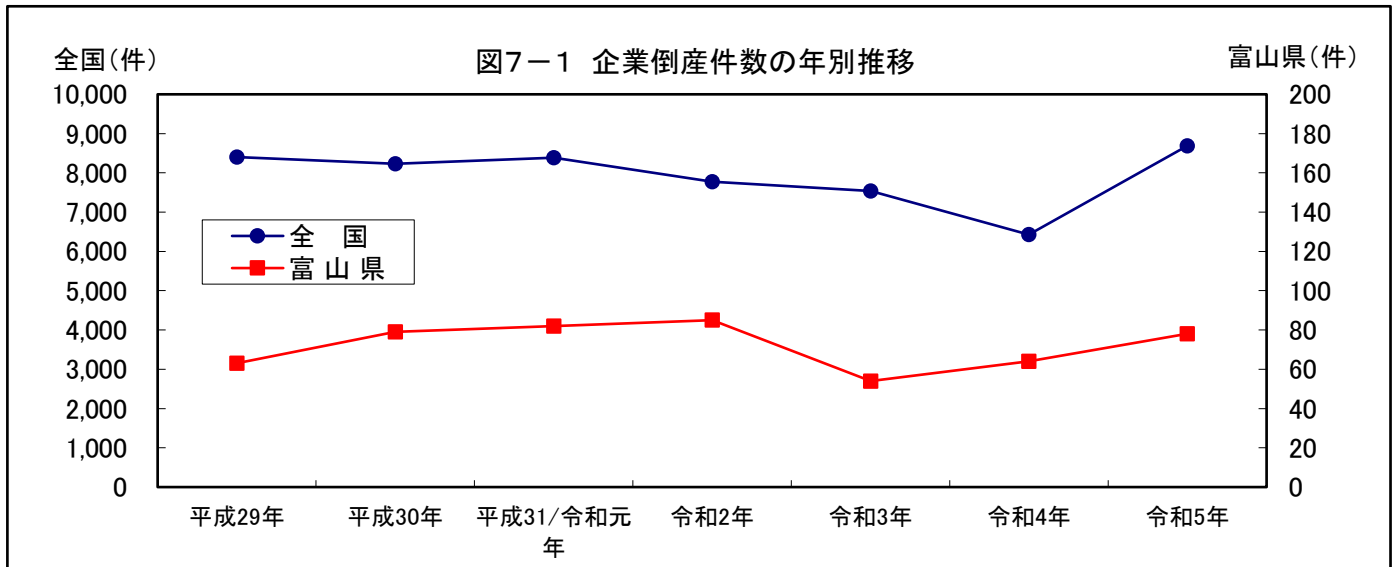


表7-1 企業倒産件数の年別推移 (件)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	8,405	8,235	8,383	7,773	7,535	6,428	8,690
富 山 県	63	79	82	85	54	64	78

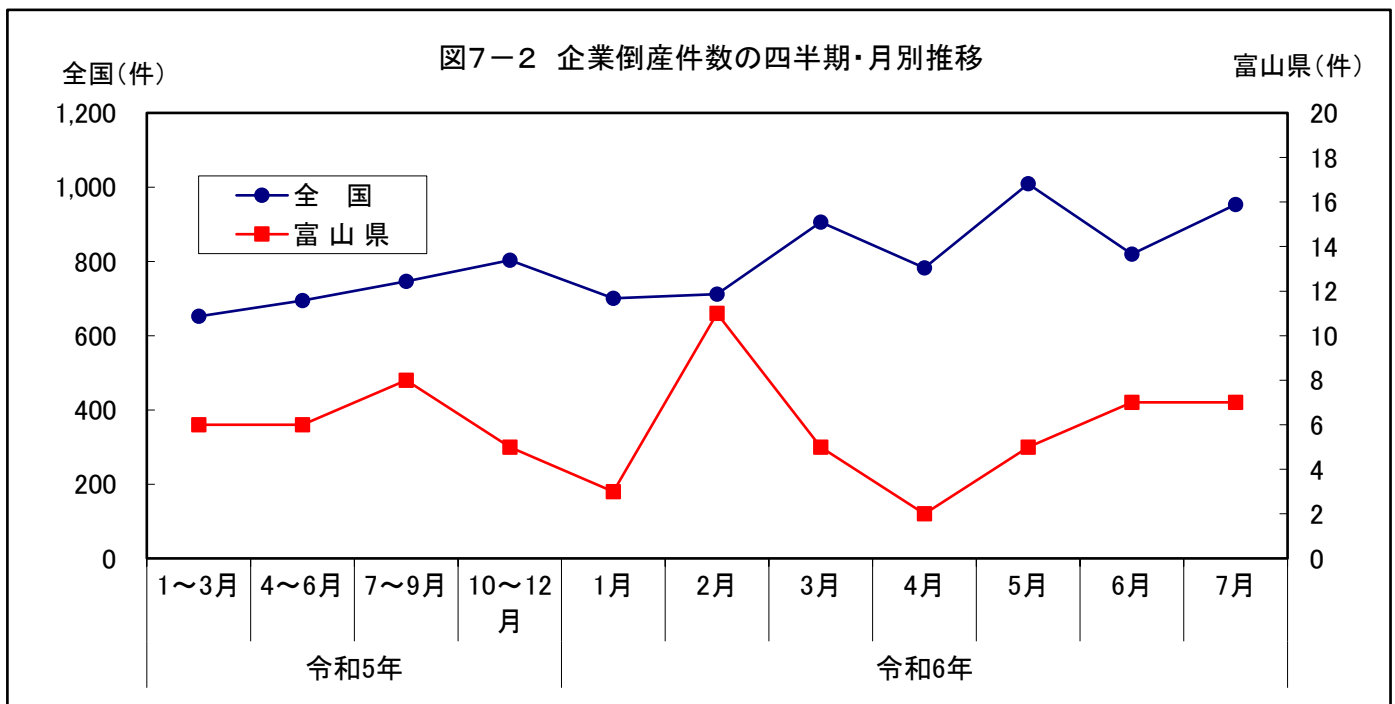


表7-2 企業倒産件数の四半期・月別推移 (東京商工リサーチ)

	令和5年				令和6年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	652	695	746	803	701	712	906	783	1,009	820	953
富 山 県	6	6	8	5	3	11	5	2	5	7	7

1か月当たり平均件数

各月の実件数

令和6年度  
最低賃金に関する基礎調査結果  
(特定最低賃金)

令和6年9月  
富山労働局労働基準部賃金室

表1 令和6年度最低賃金基礎調査集計区分表

総計 大計

調査対象産業計		地域別最低賃金対象産業計		中計	明細	産業分類
調査対象産業計	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9	非鉄金属製造業(アルミ関係)	E2322、2332、2352の一部、2353	
				建築用金属製品等製造業	E2443、2445、2451	
		一般機械・自動車製造業	10	玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業	E2594、2694	
				他に分類されないはん用機械・装置製造業	E2596	
				農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業)	E2611の一部、2621の一部	
				金属工作機械、機械工具製造業	E2661、2664	
				自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E3112、3113	
		電気機械器具製造業	11	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	
				電気機械器具製造業	E29(E294、297を除く)	
				情報通信機械器具製造業	E30(E303を除く)	
百貨店、総合スーパー	12	百貨店、総合スーパー	I 561			
自動車(新車)小売業	13	自動車(新車)小売業	I 5911			

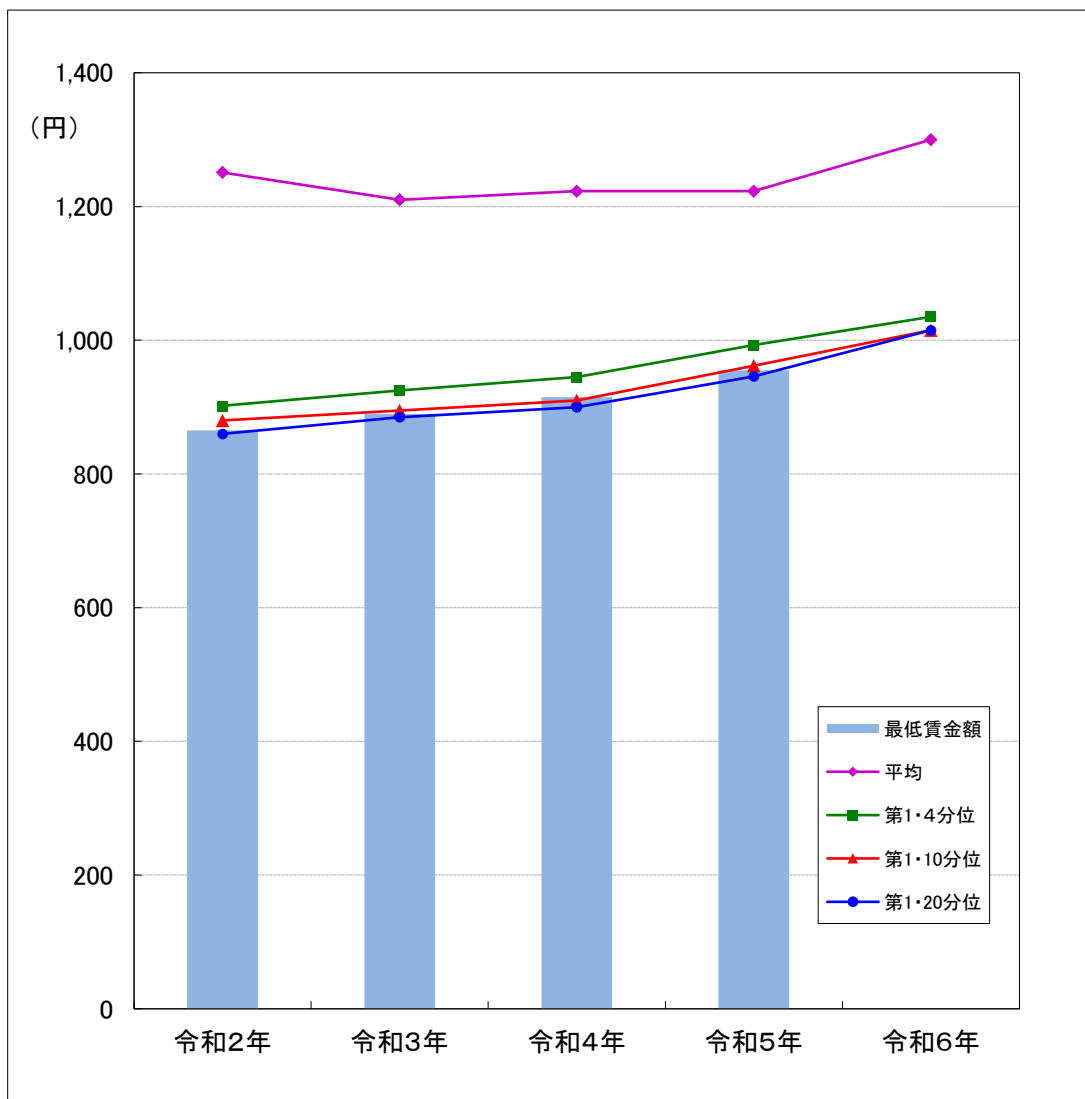
注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。  
産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

表2 令和6年度基礎調査 対象事業所数及び回答事業所数

産業分類	計	対象事業所数			計	回答事業所数		
		事業所規模				事業所規模		
		1～9	10～29	30～99		1～9	10～29	30～99
調査産業計	23,201	17,995	4,690	516	926	562	271	93
特定(産業別)最低賃金適用産業計	464	123	214	127	262	66	133	63
アルミ関連等製造業	110	30	41	39	70	22	26	22
一般機械器具、自動車・同附属品製造業	73	20	21	32	41	8	12	21
電気機械器具製造業	167	58	64	45	82	30	37	15
百貨店, 総合スーパー(*)	11			11	5			5
自動車(新車)小売業	103	15	88		64	6	58	

(\*)「百貨店, 総合スーパー」については、事業所規模100人以上の事業所も含まれる。

最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移(百貨店・総合スーパー)



		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1・20分位	金額(円)	860	885	900	946	1,015
	前年比(%)	1.78	2.91	1.69	5.11	7.29
第1・10分位	金額(円)	880	895	910	962	1,015
	前年比(%)	2.92	1.70	1.68	5.71	5.51
第1・4分位	金額(円)	902	925	945	993	1,035
	前年比(%)	-1.96	2.55	2.16	5.08	4.23
平均	金額(円)	1,251	1,210	1,223	1,223	1,300
	前年比(%)	3.05	-3.28	1.07	0.00	6.30

富山県の最低賃金の改正等の状況(平成26年度～令和5年度)

最低賃金件名		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度			
		金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率		
富山県最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額	728円	2.25%	746円	2.47%	770円	3.22%	795円	3.25%	821円	3.27%	848円	3.29%	849円	0.12%	877円	3.30%	908円	3.53%	948円	4.41%		
	発効日	H26.10.1		H27.10.1		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R1.10.1		R2.10.1		R3.10.1		R4.10.1		R5.10.1			
洋紙、板紙、学用紙製品 製造業最低賃金	日額	5,637円	—																				
	時間額	705円	—																				
	発効日	H27.3.24(廃止)																					
高炉によらない製鉄、製 鋼・製鋼圧延業最低賃金	日額	6,024円	—		6,024円	—		6,024円	—		6,024円	—											
	時間額	753円	—		753円	—		753円	—		753円	—											
	発効日	—		—		—		H29.11.29(廃止)															
アルミニウム第2次製錬・精製業、アル ミニウム・同合金圧延業、アルミニ ウム・同合金鋳物、アルミニウム・ 同合金ダイカスト、金属製サッシ・ド ア、建築用金属製品、アルミニウム 同合金プレス製品製造業最低賃金	時間額	779円	—	781円	0.26%	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	779円	—	779円	—	779円	—		
	発効日	—		H27.12.26		—		—		—		—		—		—		—		—			
玉軸受・ころ軸受、他に分類 されないはん用機械・装置、 トラクタ、金属工作機械、機 械工具、ロボット、自動車・同 附属品製造業最低賃金	時間額	820円	1.23%	833円	1.59%	846円	1.56%	864円	2.13%	885円	2.43%	907円	2.49%	912円	0.55%	934円	2.41%	960円	2.78%	995円	3.65%		
	発効日	H26.11.19		H28.3.11		H28.12.10		H29.12.17		H30.12.13		R1.12.11		R2.12.19		R3.12.24		R4.12.25		R5.12.20			
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情 報通信機械器具製造業最 低賃金	時間額	760円	1.33%	772円	1.58%	786円	1.81%	800円	1.78%	823円	2.88%	849円	3.16%	851円	0.24%	879円	3.29%	910円	3.53%	951円	4.51%		
	発効日	H26.12.11		H27.12.30		H28.12.24		H29.12.22		H30.12.26		R1.12.19		R2.12.18		R3.12.24		R4.12.22		R5.12.24			
百貨店、総合スーパー最 低賃金	時間額	790円	2.60%	800円	1.27%	810円	1.25%	820円	1.23%	840円	2.44%	860円	2.38%	865円	0.58%	890円	2.89%	915円	2.81%	955円	4.37%		
	発効日	H26.11.15		H27.12.18		H28.12.18		H29.12.6		H30.11.30		R1.12.5		R2.12.9		R3.12.26		R4.12.28		R5.12.15			
自動車(新車)小売業最低 賃金	時間額	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—		
	発効日	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—			

資料No.8

## 日本標準産業分類改正による事務手続きについて

(新) 日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) 令和6年4月1日施行

百貨店と総合スーパーマーケットが、別の小分類に分離されました。

これに伴い、名称が「富山県百貨店、総合スーパー最低賃金」から、「富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」に名称が変わります。

※カンマから読点、マーケットの追記

中分類	56 各種商品小売業
小分類	561 百貨店
細分類	5611 百貨店
細分類の説明	百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置しつつ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。
小分類	562 総合スーパーマーケット
細分類	5621 総合スーパーマーケット
細分類の説明	総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。

(旧) 日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)

大分類	I 卸売業，小売業
中分類	56 各種商品小売業
小分類	561 百貨店，総合スーパー
細分類	5611 百貨店，総合スーパー
細分類の説明	衣，食，住にわたる各種の商品を小売する事業所で，その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって，従業者が常時50人以上のものをいう。 ただし，従業者が常時50人以上であっても衣，食，住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

日本標準産業分類改正に伴う特定最低賃金改正の手続き

1 審議にあたって留意すべきことはありません。

2 委員会報告、審議会答申の際に次の変更が生じます。

答申文 本体(変更旧分類で記載)

令和6年〇月〇日
富山労働局長 小島悟司 殿
富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明
件名「 <b>旧</b> 産業分類」で記載
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）
令和6年8月〇日付け富労発基〇〇第〇号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙(変更あり・新分類で記載) 公益委員案も新分類で作成します。

別紙
「 <b>新</b> 産業分類」で記載
富山県百貨店、総合スーパー <b>マーケット</b> 最低賃金について、次のとおり改正決定すること。
1 適用する地域 富山県の区域
2 適用する使用者 前号の地域内で百貨店、総合スーパー <b>マーケット</b> 、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパー <b>マーケット</b> に分類されるものに限る。）を営む使用者
3 適用する労働者 (以下、略)

3 この手続きによる最低賃金の適用範囲などに変更は生じません。